

第21期第3回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

## 目標増殖量について

## 1. 目標増殖量の概要

## (1) 漁業権とは

漁業法に基づき、行政庁の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利。

## (2) 免許の要件

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。(漁業法第168条)

## (3) 目標増殖量とは

第五種共同漁業の免許を受けた内水面漁業協同組合が増殖(放流)しなければならない量を目標増殖量と呼んでおり、毎年、内水面漁場管理委員会が次年度の目標増殖量を各漁業権者に示し、かつ、県報に登載し公表する。

## 2. 県内合計増殖実績(平成22～令和2年度)

| 漁業権魚種 |    | 目標増殖量   | 実績      |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 2年度<br>達成率<br>(%) |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 魚種名   | 単位 |         | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度    | 31年度    | 2年度     |                   |
| こい    | kg | 5,474   | 5,587   | 1,736   | 1,553   | 2,243   | 4,523   | 3,321   | 2,358   | 2,311   | 2,402   | 2,394   | 2,674   | 49                |
| ふな    | kg | 4,172   | 4,075   | 2,463   | 2,242   | 2,200   | 2,712   | 2,710   | 2,170   | 2,220   | 2,319   | 2,311   | 2,506   | 60                |
| あゆ    | kg | 11,277  | 15,125  | 8,281   | 9,501   | 11,425  | 12,596  | 11,370  | 11,704  | 12,215  | 13,189  | 13,544  | 11,115  | 99                |
| うぐい   | 尾  | 426,300 | 748,497 | 230,821 | 248,862 | 328,287 | 447,770 | 333,882 | 251,249 | 304,414 | 311,848 | 322,535 | 322,731 | 76                |
| 産卵場   | 箇所 | 34      | 12      | 14      | 14      | 10      | 19      | 19      | 19      | 24      | 24      | 30      | 21      | 62                |
| いわな   | 尾  | 513,800 | 743,023 | 460,197 | 492,340 | 565,310 | 600,120 | 648,337 | 683,305 | 694,201 | 740,467 | 568,934 | 666,594 | 130               |
| やまめ   | 尾  | 585,200 | 742,440 | 385,243 | 423,430 | 501,230 | 634,526 | 537,910 | 534,334 | 624,907 | 595,592 | 564,619 | 633,040 | 108               |
| ひめます  | 尾  | 32,200  | 120,000 | 111,552 | 120,000 | 170,000 | 100,000 | 190,000 | 166,000 | 105,000 | 105,000 | 150,000 | 110,000 | 342               |
| わかさぎ  | 万粒 | 10,740  | 72,970  | 56,049  | 31,664  | 17,180  | 48,670  | 64,714  | 31,020  | 31,628  | 32,321  | 38,590  | 27,510  | 256               |
| うなぎ   | kg | 245     | 225     | 0       | 25      | 15      | 87      | 90      | 104     | 125     | 125     | 125     | 130     | 53                |

※目標増殖量は令和2年度の数量

## 令和4年度目標増殖量（事務局案）

### 1 目標増殖量決定の経過（平成15年9月1日漁業権切替後）

平成19年度：漁協経営の悪化を受け、全魚種について平成16年度の70%。

平成22年度：遊漁者数の減少が顕著なあゆについて、平成16年度の50%。

【平成25年9月1日：漁業権切替】

平成26年度：漁場調査に基づく限定的な見直し。有効放流量を基準に調整。

平成29, 31年度：うぐいの一部を、種苗放流から産卵場造成に振替。

令和3年度：うぐいの一部を、産卵場造成から種苗放流に振替。

表1 平成16年度以降の目標増殖量の推移（県全体）

| 年度   | 16 | 19      | 22       | 23      | 26     | 29      | 31      | 3       |                 |
|------|----|---------|----------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------------|
| 魚種   | 数量 | 漁業権切替対応 | 全魚種⑯の70% | あゆ⑰の50% | うぐい※   | 漁業権切替対応 | うぐい※    | うぐい※    | 産卵場造成から種苗放流に振替◆ |
| こい   | kg | 8,520   | 5,964    | →       | →      | 5,474   | →       | →       | →               |
| ふな   | kg | 6,360   | 4,452    | →       | →      | 4,172   | →       | →       | →               |
| あゆ   | kg | 23,654  | 16,557   | 11,827  | →      | 11,277  | →       | →       | →               |
| うぐい  | 尾  | 729,500 | 484,900  | →       | 69,500 | 458,800 | 453,800 | 426,300 | 429,300         |
| 産卵場  | 箇所 | 11      | 12       | →       | 16     | 21      | 24      | 34      | 31              |
| いわな  | 尾  | 693,000 | 513,800  | →       | →      | 513,800 | →       | →       | →               |
| やまめ  | 尾  | 771,000 | 585,200  | →       | →      | 585,200 | →       | →       | →               |
| ひめます | 尾  | 46,000  | 32,200   | →       | →      | 32,200  | →       | →       | →               |
| わかさぎ | 万粒 | 13,000  | 10,640   | →       | →      | 10,740  | →       | →       | →               |
| うなぎ  | kg | 270     | 195      | →       | →      | 245     | →       | →       | →               |

※ 種苗放流から産卵場造成に振替

◆ 産卵場造成から種苗放流に振替

### 2 令和4年度目標増殖量の事務局（案）について

漁業協同組合組合員数は、平成9年以降、減少傾向が継続し、平成31年度までの直近10か年はピーク時の半数以下で低迷している。

遊漁承認証販売実績は、平成11年度以降、漸減傾向の後、震災により大きく減少し、平成24年度に78千枚の最低となった。平成25年度以降は回復傾向であったが、令和2年度は、83千枚にとどまっており、平成22年度の67%になった。また、年券販売実績は低迷している。

漁業協同組合における基本収入と増殖経費は、遊漁承認証販売枚数が最低となった平成24年度に増殖経費が基本収入を上回り、その状況が直近まで継

続している。

原子力災害の影響について、令和3年度現在も浜通り方部の一部に避難指示等が出されている他、一部の河川でヤマメ、イワナの出荷制限が継続している。また、コロナウィルス感染症の拡大による、遊漁者の入込み減少の影響で経営が厳しい漁業協同組合も多い状況と考えられる。

しかし、目標増殖量を削減することは、更なる組合員・遊漁者の減少を招き、減収に繋がる恐れがあることから、令和4年度目標増殖量は令和3年度と同様の数量とし、今後の経過を注視していくこととする。

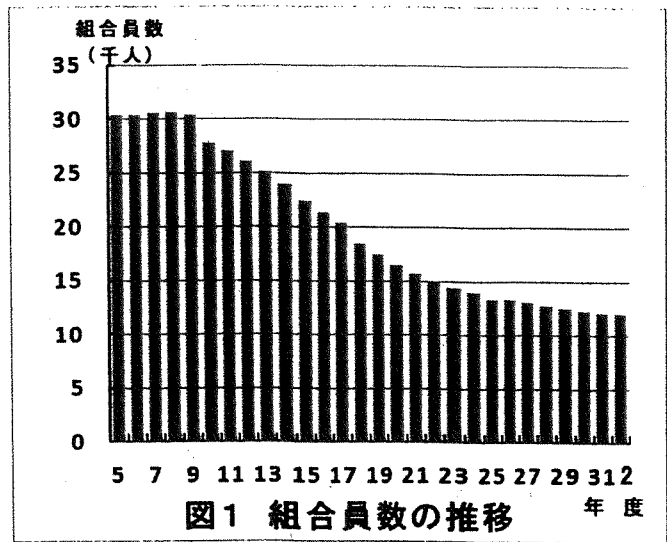
# 令和4年度目標増殖量に係る検討資料

## 1 組合員数の推移 (図1)

県内の内水面漁業協同組合 (以下、漁協) の組合員数は、平成9年度以降減少。

震災が発生した平成22年度には15千人を下回り、令和2年度は12.0千人 (対平成22年度比80%)。

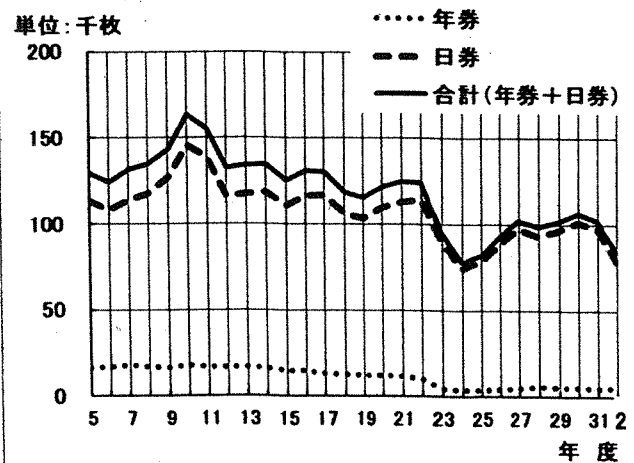
※令和2年度の組合員数は、各漁協の総会資料を用い、総会資料未提出の漁協については、昨年度と同数とし、計上した。



## 2 遊漁承認証の販売実績 (図2)

県内の遊漁承認証販売実績は、年券と日券の合計をみると、平成22年度は124千枚。震災により急激に減少し、平成24年度は78千枚。

平成25年度以降回復傾向にあったが、令和2年度は、暖冬及び新型コロナウイルス感染症等により、83千枚だった (対平成22年度比67%)。



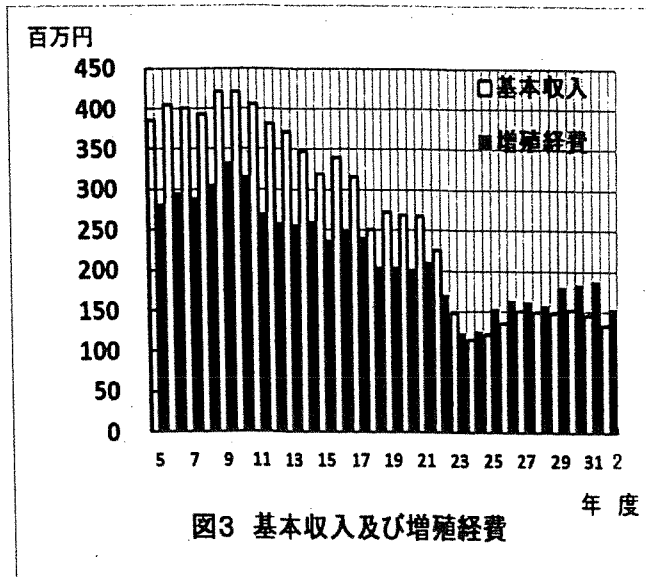
## 3 基本収入及び増殖経費 (図3)

県内の漁協における基本収入※1及び増殖経費※2の推移をみると、震災により、多くの漁協で増殖事業や遊漁承認証の販売が制限されたことから、基本収入、増殖経費とも減少。

また、平成24年以降、増殖経費は基本収入を超過。

※1 基本収入：賦課金+行使料+遊漁料

※2 増殖経費：採捕ふ化費+種苗費+放流費+河川管理費



(通知文案)

3内水漁管委第\_\_号  
令和4年\_\_月\_\_日

各内水面漁業協同組合代表理事組合長 様

福島県内水面漁場管理委員会長

第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について（通知）  
このことについて、別紙のとおり定めましたので、通知いたします。  
この目標増殖量は、漁業法第168条の規定に基づく増殖の最低数量であることを十分承知されるようお願いいたします。  
なお、漁業権の行使が制限されている実情を鑑み、目標増殖量の達成が困難な場合には、県と協議した上で対応されますようお願いいたします。

(事務担当 内水面漁場管理委員会 書記 村上 電話 024-521-7379)

# 告示文 (案)

福島県内水面漁場管理委員会告示第 号  
 内水面第五種共同漁業権漁場における令和4年度目標増殖量を次のとおり定めた。  
 令和4年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会  
 会長 片山 理 徳

## 令和4年度目標増殖量

| 漁業権番号  | 河川名         | 漁業権者名                       | こい       | ふな       | あゆ        | うぐい        |         | いわな        | やまめ         | ひめます   | わかさぎ      | うなぎ     |
|--------|-------------|-----------------------------|----------|----------|-----------|------------|---------|------------|-------------|--------|-----------|---------|
|        |             |                             |          |          |           | 種苗放流       | 産卵場造成箇所 |            |             |        |           |         |
| 内共第1号  | 真野川         | 真野川漁業協同組合                   | kg<br>42 | kg<br>42 | kg<br>126 | 尾<br>1,400 | 尾<br>-  | 尾<br>2,800 | 尾<br>10,500 | 尾<br>- | 万粒<br>100 | kg<br>7 |
| 内共第2号  | 新田川         | 新田川・太田川漁業協同組合               | 105      | 14       | 180       | 2,800      | -       | 1,050      | 14,000      | -      | -         | 10      |
| 内共第3号  | 太田川         | 新田川・太田川漁業協同組合               | 35       | 14       | 35        | 1,400      | -       | 1,050      | 5,600       | -      | 70        | 3       |
| 内共第4号  | 請戸川         | 室原川・高瀬川漁業協同組合               | 56       | 56       | 550       | 3,500      | -       | 7,700      | 70,000      | -      | 70        | 21      |
| 内共第5号  | 熊川          | 泉田川漁業協同組合                   | -        | -        | 120       | 700        | -       | -          | 8,400       | -      | -         | -       |
| 内共第6号  | 富岡川         | 富岡川漁業協同組合                   | -        | -        | 75        | 400        | 2       | 2,100      | 3,500       | -      | -         | -       |
| 内共第7号  | 井出川         | 木戸川漁業協同組合                   | -        | -        | 45        | -          | -       | 5,600      | 5,600       | -      | -         | -       |
| 内共第8号  | 木戸川         | 木戸川漁業協同組合                   | 28       | -        | 250       | 700        | -       | 21,000     | 24,500      | -      | -         | 14      |
| 内共第9号  | 夏井川         | 夏井川漁業協同組合                   | 140      | 210      | 250       | 21,000     | -       | 3,500      | 56,000      | -      | -         | 7       |
| 内共第10号 | 鮫川          | 鮫川漁業協同組合                    | 91       | 91       | 900       | 9,100      | -       | 7,000      | 28,000      | -      | -         | 21      |
| 内共第11号 | 阿武隈川        | 阿武隈川漁業協同組合                  | 2,800    | 1,050    | 1,200     | 140,000    | -       | 39,200     | 66,500      | -      | 700       | 70      |
| 内共第12号 | 久慈川         | 久慈川第一漁業協同組合                 | 49       | -        | 750       | 5,200      | 4       | -          | 42,000      | -      | -         | -       |
| 内共第13号 | 猪苗代湖        | 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合             | 63       | 1,050    | -         | 94,900     | 2       | 17,500     | 7,000       | -      | -         | 35      |
| 内共第14号 | 秋元湖         | 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合             | 35       | 35       | -         | 7,000      | -       | 22,400     | 15,400      | -      | 1,470     | -       |
| 内共第15号 | 小野川湖        | 檜原漁業協同組合                    | 28       | 28       | -         | 3,500      | -       | 8,400      | 5,600       | -      | 700       | 20      |
| 内共第16号 | 檜原湖         | 檜原漁業協同組合                    | 210      | 210      | -         | 42,000     | -       | 37,100     | 22,400      | -      | 5,390     | 30      |
| 内共第17号 | 阿賀川         | 西会津地区非出資漁業協同組合              | 350      | 350      | -         | 5,600      | -       | 14,700     | 9,100       | -      | -         | -       |
| 内共第18号 | 阿賀川<br>日橋川  | 阿賀川非出資漁業協同組合                | 700      | 700      | 678       | 35,000     | -       | 28,000     | 14,000      | -      | 70        | -       |
| 内共第19号 | 大川          | 会津非出資漁業協同組合                 | -        | -        | 1,337     | 6,300      | 4       | 35,000     | 21,000      | -      | 70        | 7       |
| 内共第20号 | 大川          | 南会津地区非出資漁業協同組合              | 210      | -        | 855       | 4,000      | 5       | 35,700     | 25,900      | -      | 700       | -       |
| 内共第21号 | 只見川         | 只見川漁業協同組合                   | 182      | 182      | 126       | 3,800      | 1       | 16,800     | 10,500      | -      | -         | -       |
| 内共第22号 | 沼沢湖         | 沼沢漁業協同組合                    | -        | -        | -         | -          | -       | -          | -           | 32,200 | -         | -       |
| 内共第23号 | 野尻川         | 野尻川非出資漁業協同組合                | 140      | -        | 300       | 4,200      | -       | 11,200     | 11,200      | -      | -         | -       |
| 内共第24号 | 只見川         | 伊北地区非出資漁業協同組合               | 140      | -        | -         | 2,000      | 3       | 24,500     | 33,600      | -      | 1,260     | -       |
| 内共第25号 | 伊南川         | 南会津西部非出資漁業協同組合              | -        | -        | 3,500     | 26,400     | 10      | 112,000    | 42,000      | -      | -         | -       |
| 内共第26号 | 檜枝岐川<br>只見川 | 檜枝岐村漁業協同組合                  | -        | -        | -         | -          | -       | 31,500     | 7,000       | -      | -         | -       |
| 内共第27号 | 大島湖<br>奥只見川 | 伊北地区非出資漁業協同組合<br>檜枝岐村漁業協同組合 | 210      | 140      | -         | 8,400      | -       | 23,800     | 23,800      | -      | 140       | -       |
| 内共第28号 | 尾瀬沼<br>沼尻川  | 尾瀬沼村漁業協同組合<br>利根漁業協同組合      | -        | -        | -         | -          | -       | 4,200      | 2,100       | -      | -         | -       |
| 合 計    |             |                             | 5,474    | 4,172    | 11,277    | 429,300    | 31      | 513,800    | 585,200     | 32,200 | 10,740    | 245     |

## KHV（コイヘルペスウイルス）病発生状況等

### 1 KHV病とは

- (1) 特 徴 KHVはマゴイとニシキゴイにだけ感染。死亡率が高い。
- (2) 発生地区 平成10年イスラエルで発生。英国、インドネシア等に拡大。  
国内では平成15年11月に茨城県霞ヶ浦で初めて確認。
- (3) そ の 他 持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定。  
法に基づくまん延防止措置が求められている。

### 2 全国及び県内におけるKHV病発生状況

#### (1) 全国の発生状況

平成15年に96件発生し、平成16年には910件と大幅に増加。平成17年以降は減少傾向を示し、平成21年以降は100件を下回り、令和2年は15件（図1）。

（農林水産省調べ）

#### (2) 県内の発生状況

平成16年に5件発生し、平成17年には18件と大幅に増加した。平成21年以降は発生がみられていなかったが、平成30年に1件、相双地方の公園内の池で発生。令和3年は発生はみられなかった。（図2）。

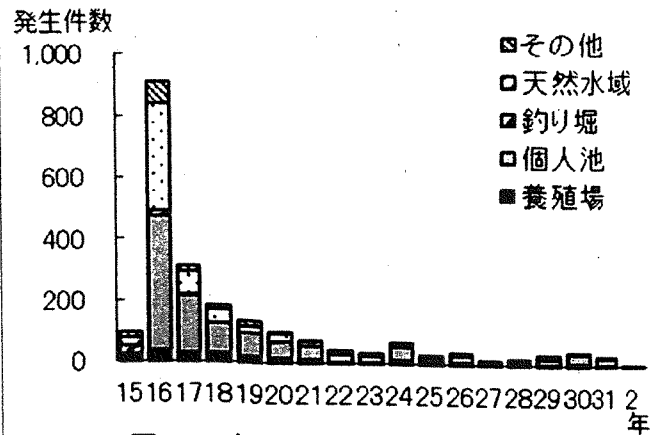


図1 全国のKHV病発生状況

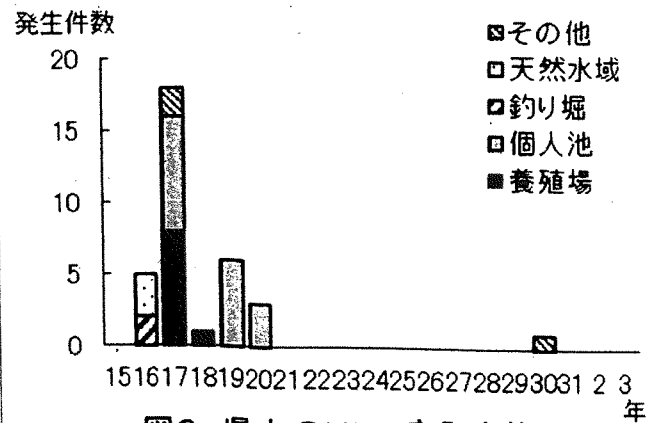


図2 県内のKHV病発生状況

### 3 コイの内水面養殖業収穫量

福島県のコイ内水面養殖業収穫量は、平成14、15年と茨城県に次いで全国2位。KHV病以降、平成16年から平成21年まで福島県が全国1位（次順は群馬県）。令和2年は、茨城県が全国1位、次いで福島県が全国2位（図3）。

（農林水産省調べ）

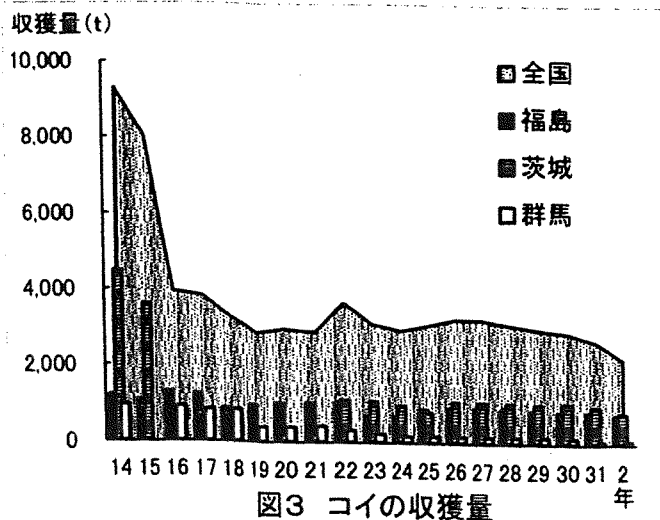


図3 コイの収穫量



## 令和4年度の委員会指示・及び水域の指定（案）

### 福島県内水面漁場管理委員会指示第\_\_号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年\_\_月\_\_日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

#### 一 指示の内容

##### 1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

##### 2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

##### 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

#### 二 指示の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 福島県内水面漁場管理委員会告示第\_\_号

こいの持ち出し等について指示する件（令和4年福島県内水面漁場管理委員会指示第\_\_号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和4年\_\_月\_\_日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

阿武隈川本流及び支流

## 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について

## 1 改正の趣旨

「漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「施行令」という。）」が令和2年12月1日付け施行されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

## 2 改正の内容

施行令の改正に伴い条ずれが生じた箇所の改正を行う。

| 改正条項   | 改正内容                    |
|--------|-------------------------|
| 第3条第2項 | 文言の整理。<br>施行令の条ずれに伴うもの。 |

## 3 施行期日

公布日とする。

## 4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和59年福島県内水面漁場管理委員会告示第2号）新旧対照表（案）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>○福島県内水面漁場管理委員会運営規程</p> <p>第一条～第二条（略）</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わつて行う。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第四条～第十七条（略）</p> | <p>○福島県内水面漁場管理委員会運営規程</p> <p>第一条～第二条（略）</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規程による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わつて行う。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第四条～第十七条（略）</p> |

○福島県内水面漁場管理委員会運営規程（案）

昭和五十九年三月二十三日

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

改正 昭和六一年三月二五日内漁管委告示第二号

平成七年二月二四日内漁管委告示第一号

平成九年三月三十一日内漁管委告示第二号

平成一二年九月二九日内漁管委告示第六号

平成一五年三月二八日内漁管委告示第三号

平成二〇年三月二八日内漁管委告示第三号

平成二八年二月二六日内漁管委告示第三号

令和二年二月二五日内漁管委告示第三号

令和二年一二月二二日内漁管委告示第五号

令和四年二月\_\_日内漁管委告示第\_\_号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程を次のように定める。

福島県内水面漁場管理委員会運営規程

（趣旨）

第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）に定めるもののほか、福島県内水面漁場管理委員会の会議その他委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第二条 会長の任期は、当該会長である委員の任期とする。

（会議の招集）

第三条 福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令**第十三条第二項**に規定する委員が代わつて行う。

3 委員会の会議の招集は、その会議を行う日の五日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員、当該議題を調査審議するために選任した専門委員及び当該議題に係る関係者に文書により通知して行う。

4 会長は、委員の過半数から、委員会の会議に付議すべき議題を示して、委員会の会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から七日以内に委員会の会議を招集しな

なければならない。

- 5 委員並びに第三項に規定する専門委員及び関係者は、会長が認めた場合、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に参加することができる。この場合においては、委員の参加は漁業法第七十三条で準用する漁業法第一百四十五条に規定する出席とみなす。

(議題)

第四条 委員会の会議では、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した議題についてのみ議決するものとする。

- 2 会長は、緊急に審議する必要があると認める議題については、前項の規定にかかわらず、委員会の会議の議決を受けて議題とすることができる。

(県職員の出席依頼)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に県職員の出席を求めることができる。

(陳情等の取扱い)

第六条 陳情、請願その他これらに類するものについては、審議の上、採択するかしないかを決定する。

- 2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。

(欠席届)

第七条 委員又は第三条第三項の規定により通知を受けた専門委員は、病気その他の理由により委員会の会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(小委員会)

第八条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

- 2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員三人以上で組織する。
- 3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。
- 4 小委員会の会議その他小委員会の運営については、委員会に関する規定の例による。
- 5 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果を文書で委員会に報告しなければならない。
- 6 小委員会は、付託された議題の調査及び審議を終了したときは、解散する。

(傍聴)

第九条 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、必要な指示をするものとする。

2 会長は、委員会の会議の秩序を保持するため特に必要があると認めるときは、漁業法第百四十五条第三項の規定による会議の公開の原則を害さない限度において、委員会の会議を傍聴しようとする者について、その数その他必要な制限をすることができるものとする。

(傍聴禁止)

第十条 会長は、委員会の会議を傍聴しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者の当該会議の傍聴を禁止し、又はその者に対して会議場から退場することを命ずるものとする。

一 銃器その他危険なものを所持している者

二 酒気を帯びている者

(議事録)

第十一条 委員会の会議の議事録には、会長及び会長が議事録署名人として指名する委員二人が、これに署名押印するものとする。

2 委員会の会議の議事録は、福島県内水面漁場管理委員会のウェブサイト上で公表する。

(会長の専決事項)

第十二条 会長は次に掲げる事項を専決することができる。

一 福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)第十一条第一項の規定による決定及び通知、同条第二項の規定による決定及び通知、同条例第十二条第二項の規定による期間の延長及び通知並びに同条例第十三条の規定による通知

二 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の規定に基づく個人情報の保護に関すること(審査請求に対する裁決を除く。)

2 会長は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会を招集するいとまがないときは、これを専決することができる。

3 会長は、前二項の規定により専決をした事項について、次回の委員会の会議において委員会に報告しなければならない。

(事務局及びその職員)

第十三条 委員会の事務局は、福島県農林水産部生産流通総室水産課に置く。

2 事務局には書記長及び書記を置く。

3 書記長は、会長の命を受け、事務を処理し、書記を指揮監督する。

4 書記は、書記長の指揮監督を受け、事務をつかさどる。

(文書等の記号)

第十四条 文書等(福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)第二条第九号の文書等をいう。以下同じ。)には、記号を付するものとする。

2 文書等の記号は、暦年に相当する数字の次に「内水漁管委」を加えたものとする。

(文書等の取扱い)

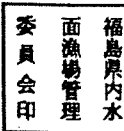
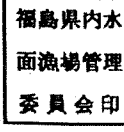
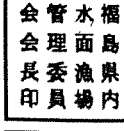
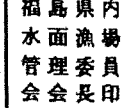
第十五条 この規程に定めるもののほか、委員会における文書等の取扱いについては、福島県文書等管理規則(本庁機関に関する部分に限る。)の例による。

(公示)

第十六条 委員会の公示は、福島県報に登載して行うものとする。ただし、緊急に処理することを要する事案で福島県報に登載するいとまのないものについては、委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(公印)

第十七条 委員会の公印は、次のとおりとする。

| 公印の名称                        | 寸法<br>〔単位ミリメートル〕 | 字体  | ひな形   |
|------------------------------|------------------|-----|---|
| 福島県内水面漁場管理委員会印<br>(縦書き文書用)   | 方二五              | 古字体 |  |
| 同<br>(横書き文書用)                | 同                | 同   |  |
| 福島県内水面漁場管理委員会会長印<br>(縦書き文書用) | 方二一              | 同   |  |
| 同<br>(横書き文書用)                | 同                | 同   |  |

附 則

この規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年内漁管委告示第二号)

この規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成七年内漁管委告示第一号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年内漁管委告示第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年内漁管委告示第六号）

この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年内漁管委告示第三号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年内漁管委告示第三号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年内漁管委告示第三号）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定（以下「決定」という。）についての不服申立てであってこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会運営規程第十二条第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年内漁管委告示第三号）

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（政令で定める日＝令和二年一二月一日）

附 則（令和二年内漁管委告示第五号）

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和四年内漁管委告示第 号）

この規程は、令和四年 月 日から施行する。



## 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

## 1 改正の趣旨

「漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「施行令」という。）」が令和2年12月1日付け施行されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

## 2 改正の内容

施行令の改正に伴い条ずれが生じた箇所の改正を行う。

また、水産庁が発出した「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程例（令和2年11月4日付け水産庁資源管理部管理調整課長事務連絡。以下「規程例」という。）」を踏まえ、文言を整理する。

| 改正条項       | 改正内容                            |
|------------|---------------------------------|
| 第1条        | 規程例を踏まえた条項の整理。                  |
| 第4条第1項     | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第5条第1項     | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第5条第3項     | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第7条        | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第8条第1項     | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第9条        | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第10条第1項    | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第10条第3項    | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第10条第3項第1号 | 規程例を踏まえた文言の整理。                  |
| 第11条第1項    | 施行令の条ずれに伴うもの。<br>規程例を踏まえた文言の整理。 |
| 第12条       | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |
| 第13条       | 施行令の条ずれに伴うもの。                   |

## 3 施行期日

公布日とする。

## 4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（平成7年福島県内水面漁場管理委員会告示第3号）新旧対照表（案）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）<u>第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）</u>、<u>第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））</u>において準用する場合を含む。）、<u>第百六十九条第二項並びに第七十七、七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第</u>三十号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条（略）</p> <p>(期日、案件等の公告)</p> <p>第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、<u>政令第九条第一項</u>において準用する行<br/>政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三</p> | <p>○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）<u>第六十九条並びに第八十六条第四項、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（第八十八条第四項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第百六十九条第二項並びに第七十七、七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第</u>三十号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条（略）</p> <p>(期日、案件等の公告)</p> <p>第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、<u>政令第七条第一項</u>において準用する行<br/>政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三</p> |

号までに掲げる事項を公告する。

2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第五条 委員会が政令第七條第一項において準用する行政手続法第十五條第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時までに政令第七條第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人(同條第二項の参加人という。以下同じ。)に通知するものとする。

第六條 (略)

(参加人の参加許可の手續)

第七條 政令第七條第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

号までに掲げる事項を公告する。

2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第五条 委員会が政令第九條第一項において準用する行政手続法第十五條第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時までに政令第九條第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人(同條第二項の参加人という。以下同じ。)に通知するものとする。

第六條 (略)

(参加人の参加許可の手續)

第七條 政令第九條第一項において準用する行政手続法第十七條第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第八条 政令第九條第一項において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

第九条 政令第九條第一項において準用する行政手続法第二十一条第一項の陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る案件についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十条 政令第九條第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一～七 (略)

2 (略)

3 政令第九條第一項において準用する行政手続法第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされ

(補佐人の出頭許可の手続)

第八条 政令第七條第一項において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

第九条 政令第七條第一項において準用する行政手続法第二十一条第一項の陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る案件についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十条 政令第七條第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一～七 (略)

2 (略)

3 政令第七條第一項において準用する行政手続法第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者等

た場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- 三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の最終後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(政令の準用)

第十三条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条(同条第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又

の主張

- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- 三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の最終後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(政令の準用)

第十三条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第十五条(同条第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場

は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十四条 (略)

合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十四条 (略)

○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（案）

平成七年三月三十一日

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

改正 平成一二年三月三十一日内漁管委告示第二号

令和二年二月二五日内漁管委告示第四号

令和四年二月 日内漁管委告示第 号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程を次のように定める。

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程

（趣旨）

第一条 福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第百六十九条第二項並びに第百七十七条第十四項で準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（開催の決定）

第二条 委員会において、意見の聴取（法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十二条までにおいて同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、その決議をするものとする。

（会議上の拘束）

第三条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

（期日、案件等の公告）

第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、政令第九条第一項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公告する。

2 前項の公告は、次に掲げる方法による。

- 一 福島県報への登載
- 二 委員会の掲示場への掲示

（意見の聴取の期日の変更）

第五条 委員会が政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出により、又は職権により意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時まで政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人（同条第二項の参加人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第六条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該案件の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対しその弁明を制限することができる。

2 委員会は、意見の聴取の審理の秩序を維持するため必要があると認めるときは、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他適当な措置をとることができる。

（参加人の参加許可の手続）

第七条 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第八条 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

（陳述書の記載事項）

第九条 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第二十一条第一項の陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る案件についての意見を



記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第十条 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
- 四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭できなかったことについての正当な理由の有無
- 五 当事者等の陳述の要旨(提出された陳述書における陳述を含む。)
- 六 提出された証拠の名称
- 七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- 三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 政令**第九条第一項**において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 委員会は、前項の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該請求を行った当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。政令**第九条第一項**において準用する行政手続

法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(政令の準用)

第十三條 政令第九條第一項において準用する行政手続法第十五條（同條第二項第二号を除く。）、第十六條、第二十一條、第二十三條及び第二十四條第一項から第三項までの規定は、法第六十九條の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一條第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三條第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四條第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第十四條 第二條から第六條まで、第八條から第十條まで及び第十二條の規定は、法第六十九條の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年内漁管委告示第二号）

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

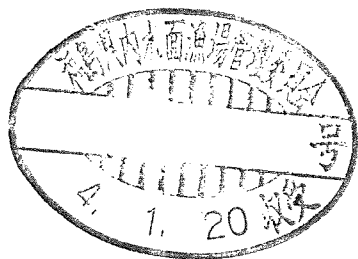
附 則（令和二年内漁管委告示第四号）

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。

（政令で定める日＝令和二年一二月一日）

附 則（令和四年内漁管委告示第 号）

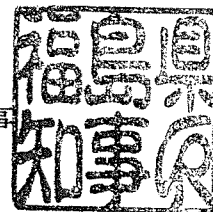
この規程は、令和四年 月 日から施行する。



3生流第4064号  
令和4年1月20日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜優 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等については、原子力災害により、やむを得ず、未達成の漁場がありますが、概ね、適切かつ有効に活用していることを確認されましたことを報告します。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

## 1 概要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「施行規則」という。）第28条第1項に基づき、1年に1回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会に報告をするものとされた。

## 2 根拠規定

漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項

## 3 報告方法

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和3年9月16日付け3生流第2368号）」において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告期限：令和3年11月1日（月）
- (2) 報告方法：法第90条第1項及び施行規則第28条第2項に定める事項について書面により報告
- (3) 報告の対象となる期間：各内水面漁業協同組合の令和2事業年度

## 4 報告結果

### (1) 漁場の活用状況

#### ア 共同漁業権

##### (ア) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）

別紙1 遊漁承認証販売枚数（令和2年度）のとおり。

令和2年度は、暖冬及び新型コロナウイルス感染症等により、販売枚数は、83千枚にとどまっており、前年より、販売実績が減少した。

##### (イ) 魚種別増殖実施量

別紙2 漁場別増殖実績（平成22～令和2年度）のとおり。

原子力災害の影響で、一部の河川・湖沼において、継続して、国から出荷制限の指示が出されている魚種があり、令和2年度の目標増殖量について、関係する漁協から目標増殖量の未達成の事前協議があった。

【事前協議のあった漁協】

① 内共7・8号 木戸川漁業協同組合

- ・目標増殖量達成困難魚種：こい・あゆ・うぐい・やまめ・うなぎ
- ・理由：原発事故の影響で、遊漁再開の見通しが立たず、遊漁承認証の販売収入が見込めないことから、増殖経費の確保が困難なため。

② 内共14号 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合

- ・目標増殖量達成困難魚種：こい・ふな
- ・理由：国からの出荷制限が指示されており、遊漁承認証の販売収入が見込めないことから、増殖経費の確保が困難なため。

遊漁承認証販売枚数(令和2年度)

| 免許番号 | 漁業協同組合  | 合計     | 年券    | うちアユ | 日券     | うちアユ  | 備考                               |
|------|---------|--------|-------|------|--------|-------|----------------------------------|
| 1    | 真野川     | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    |                                  |
| 2・3  | 新田川・太田川 | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    |                                  |
| 4    | 室原川・高瀬川 | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    |                                  |
| 5    | 熊川      | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    |                                  |
| 6    | 富岡川     | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    |                                  |
| 7    | 木戸川     | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    | 井出川                              |
| 8    | 木戸川     | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    | 木戸川                              |
| 7・8  | 木戸川     | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    | 井出川・木戸川共通券                       |
| 9    | 夏井川     | 966    | 742   | 共通   | 224    | 共通    | 現場(日券2枚)含む。高校生・障害者年券5枚。          |
| 10   | 鮫川      | 1,822  | 684   | 共通   | 1,138  | 共通    | 年券のうち久慈川の共通で136枚 ¥1,360,000      |
| 11   | 阿武隈川    | 0      | 0     | 共通   | 0      | 共通    | 全面禁漁                             |
| 12   | 久慈川第一   | 1,031  | 208   | 共通   | 823    | 331   | 年券のうち鮫川共通で76枚 ¥760,000。障害者等年券2枚  |
| 13   | 猪苗代・秋元  | 1,950  | 209   | 共通   | 1,741  | 共通    | 釣十船釣。現場(471)含む。障害者年券4枚 ¥15,250   |
| 14   | 猪苗代・秋元  | 3,363  | 40    | 共通   | 3,323  | 共通    | 釣十船釣。現場(51)含む。障害者年券0枚            |
| 15   | 檜原      | 810    | 5     | 共通   | 805    | 共通    | 釣                                |
| 16   | 檜原      | 55,797 | 207   | 共通   | 55,590 | 共通    | 釣。現場(1)含む。うち日券9枚を4,900円で優待券として計上 |
| 17   | 西会津地区   | 425    | 129   | 共通   | 296    | 共通    | 現場(0)                            |
| 18   | 阿賀川     | 1,662  | 104   | 共通   | 1,558  | 10    | 現場(753)含む。年券30枚無料                |
| 19   | 会津      | 1,373  | 157   | 共通   | 1,216  | 315   | 現場(43)含む。                        |
| 20   | 南会東部    | 3,743  | 844   | 共通   | 2,899  | 482   | 現場(175)含む。うちアユ年券9枚無料。            |
| 21   | 只見川     | 164    | 70    | 共通   | 94     | 30    | 現場(13)含む。                        |
| 22   | 沼沢      | 897    | 196   | 共通   | 701    | 共通    | 釣十船釣。中学生日釣券12枚、高齢者・障害者等年券8枚      |
| 23   | 野尻川     | 373    | 92    | 共通   | 281    | 139   | 高齢者・障害者等年券1枚、日券2枚                |
| 24   | 伊北地区    | 566    | 169   | 共通   | 397    | 共通    | 竿釣十舟釣。現場(99)含む。障害者年券2枚           |
| 27   | 伊北地区    | 0      | 0     | 共通   | 0      | 0     | (内共計)合算                          |
| 25   | 南会津西部   | 6,244  | 808   | 共通   | 5,436  | 2,027 | 現場(57)含む。中学生日券0枚、障害者年券18枚、日券6枚。  |
| 26   | 檜枝岐村    | 2,372  | 397   | 共通   | 1,975  | 共通    | 現場(3)。高齢者・障害者年券11枚、日券5枚          |
| 27   | 檜枝岐村    | 418    | 88    | 共通   | 330    | 共通    | 現場(185)含む。高齢者・障害者等年券1枚           |
| 合計   |         | 83,976 | 5,149 | 共通   | 78,827 | 3,334 |                                  |



| 漁業権免許者                          | 漁業権魚種<br>魚種名 | 単位 | 実績      |         |        |        |         |         |        |         |         |         | 2年度<br>達成率(%) | 未達成理由  |        |  |  |
|---------------------------------|--------------|----|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------------|--------|--------|--|--|
|                                 |              |    | 22年度    | 23年度    | 24年度   | 25年度   | 26年度    | 27年度    | 28年度   | 29年度    | 30年度    | 31年度    |               |        | 2年度    |  |  |
| 内共11<br>阿武隈川<br>阿武隈川漁協          | こい           | kg | 2,800   | 0       | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  | (ふな・いわな・やまめ・うなぎ)<br>国の出荷制限のため                      |
|                                 | ふな           | kg | 1,050   | 0       | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
|                                 | あゆ           | kg | 1,200   | 200     | 490    | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 140,000 | 280,000 | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
| 内共12<br>久慈川<br>久慈川第一漁<br>協      | いわな          | 尾  | 39,200  | 40,000  | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  | (ふな)<br>種苗入手が困難だったため                               |
|                                 | やまめ          | 尾  | 66,500  | 70,000  | 10,000 | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
|                                 | わかさぎ         | 万粒 | 700     | 700     | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
|                                 | うなぎ          | kg | 70      | 70      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      | 0  |  |
| 内共13<br>秋元湖<br>猪苗代・秋元非<br>出資漁協  | こい           | kg | 49      | 50      | 50     | 50     | 50      | 50      | 50     | 50      | 50      | 50      | 50            | 50     | 50     | 50   | (こい・ふな)<br>国の出荷制限指示が出されて<br>いるため、制限解除後は、放流<br>したい。 |
|                                 | あゆ           | kg | 750     | 1,500   | 1,430  | 1,350  | 1,800   | 1,700   | 1,700  | 1,700   | 1,500   | 1,300   | 1,700         | 1,500  | 1,300  | 1,700  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 5,200   | 80,000  | 35,714 | 71,429 | 42,857  | 70,000  | 15,882 | 38,571  | 27,000  | 30,000  | 30,000        | 20,000 | 20,000 | 385  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 4       | 4       | 4      | 4      | 4       | 4       | 4      | 4       | 4       | 6       | 4             | 4      | 4      | 100  |  |
| 内共14<br>秋元湖<br>猪苗代・秋元非<br>出資漁協  | こい           | kg | 42,000  | 42,000  | 50,000 | 45,000 | 170,000 | 170,000 | 43,200 | 42,500  | 68,500  | 54,250  | 77,250        | 77,250 | 184    | 100  | (ふな)<br>種苗入手が困難だったため                               |
|                                 | ふな           | kg | 1,050   | 1,050   | 1,050  | 1,050  | 1,050   | 1,050   | 1,050  | 800     | 1,050   | 1,050   | 1,050         | 965    | 92     |  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 94,900  | 101,900 | 92,407 | 95,000 | 142,500 | 95,000  | 95,000 | 33,333  | 84,666  | 95,000  | 95,000        | 95,000 | 100    |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 2       | 2       | 2      | 2      | 2       | 2       | 2      | 2       | 2       | 2       | 2             | 2      | 2      | 100  |  |
| 内共15<br>小野川湖<br>榑原漁協            | いわな          | 尾  | 17,500  | 17,500  | 17,500 | 26,000 | 25,500  | 38,500  | 38,157 | 38,053  | 38,053  | 17,764  | 17,500        | 17,500 | 100    | (こい・ふな)<br>国の出荷制限指示が出されて<br>いるため、制限解除後は、放流<br>したい。 |  |
|                                 | やまめ          | 尾  | 7,000   | 7,000   | 7,000  | 11,000 | 35,500  | 37,900  | 37,842 | 37,842  | 12,264  | 12,000  | 12,000        | 171    |        |  |  |
|                                 | わかさぎ         | 万粒 | 35      | 35      | 0      | 15     | 35      | 35      | 35     | 30      | 35      | 35      | 35            | 35     | 100    |  |  |
|                                 | うなぎ          | kg | 35      | 35      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      |  |  |
| 内共16<br>榑原湖<br>榑原漁協             | こい           | kg | 35      | 35      | 35     | 35     | 35      | 35      | 35     | 35      | 35      | 35      | 35            | 35     | 35     | 35   | (こい・ふな)<br>国の出荷制限指示が出されて<br>いるため、制限解除後は、放流<br>したい。 |
|                                 | ふな           | kg | 7,000   | 7,000   | 5,000  | 0      | 0       | 0       | 0      | 0       | 0       | 0       | 0             | 0      | 0      |  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 22,400  | 22,400  | 22,400 | 10,000 | 5,000   | 3,000   | 3,000  | 3,000   | 3,000   | 3,000   | 3,000         | 22,500 | 22,500 |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 3       | 3       | 3      | 3      | 3       | 3       | 3      | 3       | 3       | 3       | 3             | 3      | 3      |  |  |
| 内共17<br>阿賀川<br>西雲津地区非<br>出資漁協   | いわな          | 尾  | 14,700  | 9,993   | 18,500 | 14,700 | 14,700  | 14,700  | 14,700 | 14,700  | 14,700  | 14,700  | 14,700        | 14,700 | 14,700 | 100  | [うぐい(産卵場造成)]<br>種苗放流に振替                            |
|                                 | わかさぎ         | 万粒 | 5,390   | 43,657  | 36,489 | 16,419 | 5,390   | 26,570  | 47,534 | 18,600  | 19,238  | 21,037  | 25,000        | 19,486 | 362    |  |  |
|                                 | うなぎ          | kg | 30      | 0       | 0      | 0      | 0       | 30      | 30     | 30      | 30      | 30      | 30            | 30     | 30     |  |  |
|                                 | ふな           | kg | 350     | 350     | 350    | 350    | 350     | 350     | 350    | 350     | 350     | 350     | 350           | 350    | 350    |  |  |
| 内共18<br>阿賀川・白樺川<br>阿賀川非出資<br>漁協 | こい           | kg | 2,600   | 2,666   | 2,600  | 2,600  | 2,600   | 2,600   | 2,600  | 2,600   | 2,600   | 2,600   | 2,600         | 2,600  | 2,600  | 2,600  | (ふな)<br>種苗入手が困難だったため                               |
|                                 | ふな           | kg | 350     | 350     | 350    | 350    | 350     | 350     | 350    | 350     | 350     | 350     | 350           | 350    | 350    |  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 3       | 3       | 3      | 3      | 3       | 3       | 3      | 3       | 3       | 3       | 3             | 3      | 3      |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 3       | 3       | 3      | 3      | 3       | 3       | 3      | 3       | 3       | 3       | 3             | 3      | 3      |  |  |
| 内共19<br>大川<br>会津非出資漁<br>協       | いわな          | 尾  | 14,700  | 9,100   | 14,700 | 14,700 | 14,700  | 14,700  | 14,700 | 14,700  | 14,700  | 14,700  | 14,700        | 14,700 | 14,700 | 100  | (ふな)<br>種苗入手が困難だったため                               |
|                                 | わかさぎ         | 万粒 | 9,100   | 21,000  | 21,000 | 9,100  | 9,100   | 9,100   | 9,100  | 9,100   | 9,100   | 9,100   | 9,100         | 9,100  | 9,100  |  |  |
|                                 | うなぎ          | kg | 700     | 730     | 780    | 800    | 800     | 800     | 800    | 800     | 800     | 800     | 800           | 800    | 800    |  |  |
|                                 | あゆ           | kg | 1,337   | 1,715   | 1,430  | 1,211  | 1,300   | 1,500   | 1,622  | 2,300   | 2,400   | 2,400   | 2,400         | 2,400  | 2,050  |  |  |
| 内共20<br>大川<br>南会津非出<br>資漁協      | こい           | kg | 6,300   | 24,000  | 6,300  | 6,300  | 6,300   | 6,300   | 6,300  | 6,300   | 6,300   | 6,300   | 6,300         | 6,300  | 6,300  | 6,300  | (やまめ・わかさぎ)<br>種苗入手が困難だったため                         |
|                                 | ふな           | kg | 4       | 4       | 4      | 4      | 4       | 4       | 4      | 4       | 4       | 4       | 4             | 4      | 4      |  |  |
|                                 | うぐい          | 尾  | 35,000  | 1,667   | 50,000 | 68,000 | 80,000  | 80,000  | 80,000 | 136,000 | 124,000 | 144,000 | 8,200         | 75,000 | 214    |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 21,000  | 33,333  | 61,000 | 54,000 | 60,000  | 60,000  | 60,000 | 69,750  | 91,333  | 76,000  | 16,200        | 84,843 | 404    |  |  |
| 内共20<br>大川<br>南会津非出<br>資漁協      | わかさぎ         | 万粒 | 70      | 100     | 100    | 100    | 100     | 100     | 100    | 100     | 100     | 100     | 100           | 100    | 100    | 100  | (やまめ・わかさぎ)<br>種苗入手が困難だったため                         |
|                                 | うなぎ          | kg | 7       | 10      | 0      | 10     | 0       | 0       | 0      | 0       | 12      | 12      | 5             | 5      | 7      |  |  |
|                                 | あゆ           | kg | 210     | 210     | 0      | 0      | 0       | 210     | 210    | 210     | 210     | 210     | 210           | 210    | 210    |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 855     | 1,110   | 700    | 1,070  | 750     | 750     | 750    | 850     | 800     | 900     | 900           | 1,030  | 120    |  |  |
| 内共20<br>大川<br>南会津非出<br>資漁協      | いわな          | 尾  | 4,000   | 24,000  | 0      | 16,000 | 0       | 0       | 4,000  | 4,000   | 4,000   | 4,000   | 4,000         | 4,000  | 4,000  | 100  | (やまめ・わかさぎ)<br>種苗入手が困難だったため                         |
|                                 | わかさぎ         | 万粒 | 35,700  | 36,000  | 0      | 36,000 | 5,000   | 18,300  | 20,333 | 42,388  | 37,778  | 33,867  | 35,667        | 35,800 | 100    |  |  |
|                                 | うなぎ          | kg | 25,900  | 26,000  | 19,100 | 26,000 | 0       | 6,600   | 25,900 | 20,444  | 45,222  | 30,311  | 32,633        | 15,966 | 62     |  |  |
|                                 | 産卵場<br>箇所    | 箇所 | 700     | 6,000   | 0      | 2,000  | 3,000   | 3,000   | 3,000  | 2,000   | 2,000   | 1,700   | 900           | 400    | 57     |  |  |



| 漁業権免許者  | 漁業権魚種<br>魚種名 | 単位 | 実績      |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 2年度<br>達成率(%) | 未達成理由  |                         |
|---|--------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|--|-------------------------|
|   |              |    | 目標増産量   | 22年度    | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度    |               |  | 31年度                    |
| 内共21<br>只見川<br>只見川漁協                                  | こい           | kg | 182     | 0       | 0       | 0       | 2,090   | 1,050   | 190     | 190     | 190     | 190     | 190           | 104  | いわな・やまめ<br>種苗入手が困難だったため |
|   | ふな           | kg | 182     | 0       | 0       | 0       | 482     | 372     | 172     | 172     | 190     | 190     | 104           |  |                         |
|   | あゆ           | kg | 128     | 150     | 577     | 230     | 350     | 250     | 250     | 250     | 380     | 250     | 198           |  |                         |
|   | うぐい          | 尾  | 3,800   | 8,300   | 8,333   | 12,500  | 27,500  | 22,000  | 5,000   | 5,000   | 5,000   | 5,000   | 132           |  |                         |
|   | 産卵場<br>いわな   | 箇所 | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       | 100           |  |                         |
| 内共22<br>沼沢湖<br>沼沢湖漁協                                  | いわな          | 尾  | 16,800  | 19,000  | 19,000  | 19,000  | 17,000  | 17,000  | 16,000  | 16,000  | 16,000  | 16,000  | 95            | うぐい・わかさぎ<br>種苗入手が困難だったため   |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 10,500  | 7,000   | 7,000   | 7,000   | 8,500   | 7,500   | 7,500   | 7,500   | 8,000   | 8,000   | 76            |  |                         |
|   | ひめます         | 尾  | 32,200  | 111,552 | 120,000 | 170,000 | 100,000 | 190,000 | 166,000 | 105,000 | 150,000 | 110,000 | 342           |  |                         |
|   | あゆ           | kg | 300     | 359     | 365     | 632     | 748     | 300     | 300     | 300     | 519     | 600     | 200           |  |                         |
|   | うぐい          | 尾  | 4,200   | 4,200   | 4,200   | 4,230   | 3,000   | 4,200   | 4,615   | 4,615   | 4,202   | 4,200   | 100           |  |                         |
| 内共23<br>野尻川<br>野尻川非出資<br>漁協                           | いわな          | 尾  | 11,200  | 11,200  | 7,300   | 7,300   | 16,200  | 33,600  | 33,600  | 33,600  | 45,000  | 38,170  | 114           | 【あゆ・うぐい(産卵場造成)】<br>伊南川上流の、田代山崩落に<br>よる砂の流入と、復旧工事の具<br>通しがたいたため、放流及び<br>産卵場造成が出来ない状況。<br>今後、河川状況により目標を達<br>成する。 |                         |
|   | わかさぎ         | kg | 1,260   | 7,700   | 7,995   | 7,590   | 10,340  | 4,840   | 4,380   | 2,040   | 3,000   | 470     | 37            |  |                         |
|   | あゆ           | kg | 3,500   | 3,134   | 2,624   | 2,495   | 3,478   | 3,538   | 3,690   | 4,200   | 3,652   | 2,566   | 73            |  |                         |
|   | うぐい          | 尾  | 26,400  | 50,000  | 0       | 0       | 0       | 12,700  | 20,500  | 10,000  | 26,400  | 26,400  | 100           |  |                         |
|   | 産卵場<br>いわな   | 箇所 | 10      | 10      | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 10      | 2       | 20            |  |                         |
| 内共24<br>只見川<br>伊北地区非出<br>資漁協                          | いわな          | 尾  | 7,260   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0             | 【あゆ・うぐい(産卵場造成)】<br>伊南川上流の、田代山崩落に<br>よる砂の流入と、復旧工事の具<br>通しがたいたため、放流及び<br>産卵場造成が出来ない状況。<br>今後、河川状況により目標を達<br>成する。 |                         |
|   | 産卵場          | 箇所 | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 100           |  |                         |
|   | いわな          | 尾  | 24,500  | 70,000  | 0       | 50,000  | 50,000  | 50,000  | 50,000  | 40,000  | 30,000  | 40,000  | 163           |  |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 33,600  | 35,000  | 0       | 35,000  | 33,600  | 33,600  | 33,600  | 33,600  | 45,000  | 38,170  | 114           |  |                         |
|   | わかさぎ         | kg | 1,260   | 7,700   | 7,110   | 7,995   | 10,340  | 4,840   | 4,380   | 2,040   | 3,000   | 470     | 37            |  |                         |
| 内共25<br>伊南川<br>南全津西部<br>非出資漁協                         | あゆ           | kg | 3,500   | 3,134   | 2,624   | 2,495   | 3,478   | 3,538   | 3,690   | 4,200   | 3,652   | 2,566   | 73            | 【あゆ・うぐい(産卵場造成)】<br>伊南川上流の、田代山崩落に<br>よる砂の流入と、復旧工事の具<br>通しがたいたため、放流及び<br>産卵場造成が出来ない状況。<br>今後、河川状況により目標を達<br>成する。 |                         |
|   | うぐい          | 尾  | 26,400  | 50,000  | 0       | 0       | 0       | 12,700  | 20,500  | 10,000  | 26,400  | 26,400  | 100           |  |                         |
|   | 産卵場          | 箇所 | 10      | 10      | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 10      | 2       | 20            |  |                         |
|   | いわな          | 尾  | 112,000 | 112,000 | 53,100  | 51,500  | 62,700  | 93,000  | 113,624 | 58,000  | 87,500  | 112,700 | 101           |  |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 42,000  | 21,000  | 31,500  | 43,500  | 41,030  | 38,200  | 33,400  | 40,500  | 42,000  | 53,000  | 100           |  |                         |
| 内共26<br>樽枝岐川<br>只見川<br>樽枝岐村漁協                         | いわな          | 尾  | 31,500  | 111,660 | 132,060 | 103,070 | 114,440 | 100,000 | 105,160 | 106,630 | 107,500 | 107,500 | 317           |  |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 7,000   | 15,530  | 27,100  | 30,000  | 34,800  | 17,000  | 17,000  | 12,000  | 15,000  | 30,000  | 429           |  |                         |
|   | こい           | kg | 210     | 470     | 220     | 220     | 470     | 470     | 430     | 470     | 470     | 470     | 205           |  |                         |
|   | ふな           | kg | 140     | 90      | 90      | 90      | 90      | 160     | 160     | 160     | 160     | 160     | 114           |  |                         |
|   | うぐい          | 尾  | 8,400   | 7,188   | 0       | 8,400   | 44,800  | 65,000  | 25,000  | 25,000  | 25,000  | 25,000  | 298           |  |                         |
| 内共27<br>大鳥湖・奥只見<br>湖・只見川<br>樽枝岐村、伊北<br>地区非出資、魚<br>沼漁協 | いわな          | 尾  | 23,800  | 102,000 | 92,000  | 92,000  | 92,050  | 97,050  | 97,000  | 97,000  | 97,000  | 97,000  | 408           |  |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 23,800  | 78,000  | 68,000  | 58,000  | 78,500  | 81,000  | 80,670  | 83,000  | 88,000  | 80,500  | 338           |  |                         |
|   | わかさぎ         | kg | 140     | 200     | 200     | 200     | 140     | 140     | 140     | 140     | 170     | 1,700   | 1214          |  |                         |
|   | 産卵場          | 箇所 | 34      | 12      | 14      | 14      | 19      | 19      | 24      | 24      | 30      | 21      | 62            |  |                         |
|   | いわな          | 尾  | 513,800 | 743,023 | 460,197 | 492,340 | 600,120 | 648,337 | 683,305 | 694,201 | 740,467 | 568,934 | 130           |  |                         |
| 内共28<br>尾瀬沼<br>沼尻川<br>樽枝岐村漁協<br>利根川漁協                 | いわな          | 尾  | 585,200 | 742,440 | 385,243 | 423,430 | 501,230 | 634,526 | 537,910 | 534,334 | 624,907 | 595,592 | 108           |  |                         |
|   | やまめ          | 尾  | 32,200  | 120,000 | 111,552 | 170,000 | 100,000 | 190,000 | 166,000 | 105,000 | 150,000 | 110,000 | 342           |  |                         |
|   | ひめます         | 尾  | 10,740  | 72,970  | 56,049  | 31,664  | 17,180  | 48,670  | 64,714  | 31,020  | 32,321  | 38,590  | 256           |  |                         |
|   | わかさぎ         | kg | 245     | 225     | 0       | 25      | 15      | 87      | 90      | 104     | 125     | 125     | 53            |  |                         |
|   | うなぎ          | kg | 245     | 225     | 0       | 25      | 15      | 87      | 90      | 104     | 125     | 125     | 53            |  |                         |
| 合計  |              |    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |               |  |                         |

※1 H22目標増産量21,700尾、H23より産卵場造成  
 ※2 H25目標増産量14,000尾、H26より産卵場造成  
 ※3 H28目標増産量7,000尾、H29より産卵場造成  
 ※4 H20より産卵場造成(尾数に換算し表記)



3生流第2368号

令和3年9月16日

各内水面漁業協同組合代表理事組合長 様

福島県農林水産部長

(公印省略)

漁業権に係る資源管理の状況等の報告について (通知)

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第90条第1項において漁業権を有する者は、漁業権に係る資源管理の状況及び漁場の活用状況等を都道府県知事に報告することが義務づけられました

つきましては、貴組合が有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、下記により報告してください。

記

1 報告期限

令和3年11月1日 (月)

2 報告方法

法第90条第1項及び漁業法施行規則 (昭和25年農林省令第16号) 第28条第2項に定める事項について、以下の提出先に書面により報告してください。

提出先: 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県農林水産部水産課 宛

3 報告の対象となる期間

各内水面漁業協同組合の令和2年度事業年度

(事務担当 水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379)

## 海面利用制度等に関するガイドライン（抜粋）

### 第1 海面利用制度等の趣旨

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っている。特に沿岸水域においては、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされ、各地の消費者に対して供給されている。また、魚種の特性や水揚げ状況等を踏まえた品質維持・向上等の取組が行われ、漁業者の所得向上にも寄与している。

他方、人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規の漁場の確保・有効活用を含め、一層の海面の有効活用を図る必要がある。

こうした状況に対応するためには、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の意見を聴いた上で、その利用を確保しつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な利用を図ることが必要である。

このため、今般の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の改正においては、漁業の免許をはじめとする海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにするものである。

本ガイドラインは、このように海面利用に関する制度が適切に運用されるように制定するものである。内水面についても、基本的な考え方は海面と同様であることから、本ガイドラインを参考とされたい。

### 第2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（法第6条）。この規定は、国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図ることで、漁業生産力の発展に向けて積極的に対応することを求めている。

このため、国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話し合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

### 第3 海区漁場計画

#### 1 基本的な考え方

都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画（内水面については、内水面漁場計画）を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。

この海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合わせた全体計画として作成するものである。その際、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要である。

現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。

また、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合（いわゆる「新規漁場」）は、漁場条件の調査を行うとともに、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力することが必要である。

なお、海区漁場計画の作成に当たっては、改正前の法の考え方と同様に、免許予定日までに手続が間に合うよう留意されたい。

## 2 海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、海面の総合的な利用を推進する観点から、漁場を利用しようとする者などの関係者の意見を聴き、透明性の高いプロセスの下で定める必要がある。

(1)それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること（法第63条第1項第1号）。

「漁業調整」とは、特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいい（法第36条第2項）、漁業権の設定に当たっては、他の漁業・漁業者の操業に支障を与えることにならないようにしなければならない。

また、ここでいう「公益」については、改正前の法の運用の考え方を引き継ぐものとし、漁場計画の樹立について（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官通知）第一の二の（2）のとおり、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他土地収用に関する特別法により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供する場合は、ここでいう「公益」に該当するが、地域開発計画による単なる工場誘致のための埋立てであって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、ここでいう「公益」には該当しない。

なお、他の法令により漁業の操業が禁止されている水面で操業しようとするもの、免許しても漁海況条件等からみて操業されそうにないもの等については、漁業権として海区漁場計画に含めるべきではない。

(2)海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項（漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期）が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること（法第63条第1項第2号）。

### ア 「適切かつ有効」に活用

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しているため、漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っていく必

要がある。なお、「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではない。これらに加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

「適切」の判断基準としては、漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要である。具体的には、漁業関係法令を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていることが求められる。

「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要である。具体的には、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていることが求められる。

漁場の一部を利用していない場合であっても、それが資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合のほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている場合、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は、上記の「適切」の判断基準を満たしていれば、「適切かつ有効」に活用されているといえる。

漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙1）を添付するので、これにより運用されたい。

なお、チェックシートに基づくチェックに当たっては、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況を考慮することが適当である。

本ガイドラインに基づく制度運用が適正に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。一方、漁業関係以外を含め法令違反行為の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合（その時点では「適切かつ有効」に活用されていても、改善前の状況に戻ることが見込まれる場合を含む）、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

#### イ 「おおむね等しい」

「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定している。

「おおむね等しい」と認められるか否かについては、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業権者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することが適当と考えられる。

したがって、漁場の環境変化等を踏まえて、漁業権の対象となる漁場の位置や規模を調整する場合や、対象となる水産動植物を変更するが従来と同様の漁具を使用する場合等は、「おおむね等しい」と認めて差し支えない。

- (3) 漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果（利害関係人からの意見聴取）に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること（法第63条第1項第4号）。

区画漁業権を新たに設定する場合や従来の漁業権者が利用しなくなった場合については、漁業協同組合が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合がある。このような場合には、都道府県知事は、海区漁場計画の作成段階において、団体漁業権として設定することとなる。

「漁業生産力の発展に最も資する」か否かについては、短期的な生産量や生産額のみで判断することは適当ではない。長期的な漁業の継続性や地域の漁業への波及効果も含めて総合的に判断することが適当と考えられる。

団体漁業権として区画漁業権を設定することが、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められる場合としては、例えば、①多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合、②複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合、③多数の漁業者が共同して販売する場合、養殖業に参画しようとする新規就業者が技術の普及を図ろうとする場合その他経営問題に精通した中立的な有識者が関与した具体的な実行計画により地域経済の発展に資することが明らかである場合等が想定される。

なお、認められない場合としては、個別漁業権の取得を希望する者を妨害する目的で申請を行う場合等が想定される。

### 3 海区漁場計画の作成の手續

都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない（法第64条第1項）。

これは、都道府県知事が水面の総合的な利用を促進するためには、関係する漁業者の意見を聴取することはもちろんのこと、これに加え、海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要であるからである。「利害関係人」については、地域の实情に応じ、漁業を営む又は営もうとする都道府県外の漁業者等も含まれるが、利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要がある（漁業法施行規則（以下「施行規則」という。）第22条第2項）。

このような趣旨を踏まえ、都道府県知事は、その手續の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要がある。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要がある。意見の聴取に当たっては、意見の提出方法、提出期限、提出先等、意見の提出に必要な事項を広く周知するため、あらかじめ、インターネット等により公表すること

が必要である（施行規則第 22 条第 1 項）。また、聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており（法第 64 条第 2 項）、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている（法第 63 条第 1 項第 3 号）。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされており（法第 64 条第 4 項）、その際、新たに漁業権の設定が行われるときは、その妥当性を明らかにする必要がある。

#### 4 海区漁場計画の変更

都道府県知事が、海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済的状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要である。検討や見直しの結果、定置漁業権から区画漁業権への転換等の利用方法の変更、漁業の種類追加、漁業時期の延長等を行うに当たっては、現状の漁業権の設定状況、漁場の活用状況や安定的な漁場利用の観点を踏まえ、関係者と紛争が生じないように調整を図り、紛争が生じた場合には紛争の解決を図りながら、海区漁場計画を変更することとなる。

#### 5 その他

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 26 条における酒税法の最低製造数量基準の特例について、特区の周辺の漁場の区域内において養殖される海藻等を使って酒類を製造する場合には、海区漁場計画の「漁業権の設定に関し必要な事項」の中に、個別漁業権の関係地区を記載し、これを明らかにするよう留意されたい。あわせて、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 1 項等の規定により改正後の法の免許とみなされる改正前の法の漁業の免許で定められている地元地区又は関係地区は、法第 62 条第 2 項第 1 号に規定する関係地区と解するものとする。

### 第 4 漁業権

#### 1 漁業の免許

法第 73 条第 2 項第 1 号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 2）を添付するので、これにより運用されたい。

法第 73 条第 2 項第 1 号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第 73 条第 2 項第 2 号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権につ

いて複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然と考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

なお、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有していることから、漁場を活用しなくなった場合においても、その後の持続的な生産活動に支障を及ぼさないようにすべきであり、免許の際、関係者に対し、撤退時等の対応も含めて都道府県知事が責任を持って必要な助言・指導を行うことが適当である。

## 2. 資源管理の状況等の報告

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認められて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない(法第90条第1項及び施行規則第28条)。また、都道府県知事は、当該報告等を受けて漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があるとともに、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとされている(法第90条第2項)。

また、都道府県は、前回の資源管理の状況等の報告以降、免許申請までの期間の資源管理の状況等について、必要な報告(資源管理の状況等の報告事項のうち、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)を求め、必要に応じ現場調査を行うなどして漁場利用状況を把握するものとする。これにより、直近の漁場利用状況に基づき「適切かつ有効」であるかを判断するものとする。

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

なお、都道府県は、漁業権者に対し、報告の根拠となる、水産物の漁獲・販売に関する記録の作成と保存を求めることが適当である。例えば、漁獲・販売内容が分かる伝票又は出荷データの記録の保存を求めることが想定され、適切なデータ集計に資するため、組合員行使権者においても、行使状況の基となる各自のデータの記録を残すよう努めるものとする。

また、資源評価や資源管理の充実を図る上で正確な「資源管理の状況等の報告」が適切なタイミングで行われることが重要であることを踏まえ、都道府県は、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

### (1) 資源管理の状況

① 漁業関係法令の遵守状況

② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況



③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

3 指導及び勧告

都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている（法第61条）。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し（法第91条第1項）、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている（法第91条第2項）。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（法第92条第2項第2号）。法第91条に該当する場合には、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、指導及び勧告を行うことが求められる（法第91条第3項）。

また、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを実施することが適当である。

都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、都道府県知事による法第91条に基づく指導を行い、早期の

是正を目指すことが求められる。都道府県は漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けた場合には、法第91条の規定による指導の必要性につき検討を行う必要がある。なお、指導又は勧告の判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙3）を添付するので、これにより運用されたい。

(1) 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第91条第1項第1号）。

「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき、団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど行使規則の運用が不適切であるとき、通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき、漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき、甚大な被害が想定されるにもかかわらず魚類防疫の観点から適切な対応がなされていないとき等が想定される。

(2) 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第91条第1項第2号）。

「合理的な理由」とは、第3の2(2)アに掲げるように、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

また、「一部を利用していない」には、区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できる場合や、当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合等も含まれる。

#### 4 漁業生産力の発展に関する計画

団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画（以下単に「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている（法第74条第2項）。都道府県は、以下の点に配慮した取組が適切に実施されるよう、関係する漁業協同組合等に対し、必要な助言・指導を行うことが適当である。

##### (1) 計画の作成（別紙4）

漁業協同組合等が計画を作成するに当たっては、組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。

また、計画においては、その計画の対象となる全ての漁業権を明らかにする必要があるが、対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権を有する漁業協同組合等が複数の漁業権をまとめた形式で作成することも可能とする。

計画については、総会、総代会又は総会の部会の決議を経ることが適当である。その際、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第48条第1項第3号に規定する毎事

業年度の事業計画に関する決議に併せて行うなど、手続を工夫することは可能である。また、計画を作成した場合には、団体漁業権を管理する者として、例えば、ホームページに作成した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

## (2) 計画の内容及び期間

計画は、地域の実情に合わせ、「将来の自分たちのあるべき姿」、「取り組むべき課題」等について、自ら考えていくきっかけとなるものである。地域の実情に即しつつ、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等に資する方法を計画の内容とすることが適切である。また、第5種共同漁業権については、増殖が義務付けられていることから、種苗生産、放流等による水産動植物の増殖を効果的に実施する方法など、実態を踏まえた計画の内容となるよう留意されたい。

計画の実施期間については、団体漁業権を有する漁業協同組合等が作成する計画であり、計画の実施状況が効果的に点検できるよう、免許期間に合わせることも適切である。

## (3) 計画の点検

漁業協同組合等は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとされている（施行規則第26条第3項）。

点検については、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関のいずれかにおいて履行状況の確認や妥当性の評価を行い、その結果を都道府県知事に提出するとともに、理事会その他これに準ずる意思決定機関において点検を行った場合には、総会、総代会又は総会の部会に報告するよう指導を行うものとする。

点検の結果、計画の変更を要する場合については、計画の作成時と同様の手続によるとともに、作成時と同様に、自らのホームページに変更した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

ただし、軽微な計画の変更の場合は理事会その他これに準ずる意思決定機関で決定しても差し支えない。

## 第5 漁業権行使規則

今回の改正により、新たに、漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）に規定する事項として、その有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に漁業協同組合等が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額が追加され（法第106条第3項第3号）、当該賦課する額を含め、漁業権行使規則等は、これまでと同様、都道府県知事の認可の対象とされている（法第106条第7項）。改正法の施行の際、現に都道府県知事の認可を受けている漁業権行使規則等については、新法の認可を受けたものとみなされる（改正法附則第12条）。

このため、次回の免許の切替えまでは改正された事項について漁業権行使規則等に盛り込む必要はないが、同規則等の内容を変更するときは、変更手続を行う必要がある。

## 第6 行使料その他の金銭徴収

### 1 行使料の基本的な考え方

漁業協同組合等有する団体漁業権をその組合員が行使する場合、漁業協同組合等は、組合員行使権者である組合員に対し、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができるが、その内容について組合員の理解を得つつ定める必要がある。

なお、漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収するものであり、漁業協同組合等の経営改善を目的として徴収することは適当でなく、漁業権の管理目的以外に徴収する場合には、水産業協同組合法に基づく賦課金等として適切に対応するよう指導されたい。

行使料は、知事の認可を受けた行使規則により徴収される必要がある（法第106条第7項）。また、定款の定めるところにより、その額及び徴収方法について総会の決議を経る必要がある（水産業協同組合法第22条第1項並びに第48条第1項第4号及び第9号）。

都道府県においては、漁業権行使規則の認可時のみならず、行使料の収納及び管理についても透明性及び公平性が確保されるよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

## 2 行使料の内容

行使料の内容として合理性があるものとしては、当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費が挙げられる。

一方、行使料に含めることが妥当でないものとして、例えば、以下のものが挙げられる。

### ① 実施されていない役務に対する金銭徴収

実際には漁場の監視を行っていないにもかかわらず監視料を積算するなど、不要の経費を含めるもの。

### ② 支払金の名目と実際の用途が異なる金銭徴収

団体漁業権ではないにもかかわらず行使料の支払いを求めるなど、行使料の名目と実態が異なるもの。

### ③ 内容が合理的でない金銭徴収

合理的な理由なく他の組合員と比べて不当に高い行使料を徴収するなど、行使料の内容が合理的でないもの。

## 3 行使料の算定

行使料の算定に当たっては、漁業権の管理に要する経費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶の維持・管理費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業及び養殖業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当である。なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、面積割、生産量、生簀の台数等、合理的な費用の算出を行う必要がある。また、合理的な理由なく行使料に著しい格差を設けないようにする必要がある。特に魚類養殖については、都道府県は、漁業権行使規則の認可に当たって、行使料が理由なく周辺地域と比して著しく高い設定が行われている場合は、認可しないことが適切である。

この場合、例えば、組合員行使権者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額を明示した上で総会に諮るとともに、閲覧できるよう関係資料を備え付けておくなど、透明性を確保する必要がある。

## 4 その他の金銭徴収

公共水面を立体的・重複的に利用する漁業や養殖業については、漁業種類間や他の海

面利用との間での調整が不可欠であることから、一般的に地元の漁業者を組合員とする漁業協同組合等の役職員が必要な調整を行って対処している。また、漁業協同組合等は漁場環境維持や漁場監視などの漁場において漁業を営むに当たって必要となる取組を行っている。これらの実施に当たっては漁業協同組合等において一定の経費が発生し、組合員以外の者も含む海面利用者に対し、応分の負担を求める必要が生じる場合もある。

漁業協同組合等が海面利用者からこのような応分の負担を求めるために金銭を徴収するに当たっては、書面によることとし、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ、その収納及び管理についても透明性・公平性が確保される必要がある。また、徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理する必要がある。

したがって、都道府県においては、以下に掲げるような金銭徴収は行わないよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

- ① 実施されていない役務に対する金銭徴収
- ② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収
- ③ 支払金の内容が合理的でない金銭徴収

## 第7 沿岸漁場管理

### 1 基本的な考え方

都道府県知事は、海区漁場計画において、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき漁場を保全沿岸漁場として設定し（法第62条第2項第2号）、当該保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等、一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる（法第109条）。

なお、漁場の保全活動を本制度によらず漁業協同組合等の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能である。

沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施状況、収支状況その他の省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととされている（法第112条第2項及び施行規則第33条）。

都道府県は、保全活動の内容や実施状況について、1年に1回以上の報告を受ける際、当該活動内容や実施状況を確認し、必要に応じて修正を求めるなど指導を行う。

また、都道府県は、施行規則第33条第1項第4号に定める「保全活動の収支状況」についても根拠資料等を確認し、必要に応じて保全活動の適切な実施を確保するための指導を行う。さらに、保全活動に要する経費の収納と管理については、保全活動の収入と費用が分かるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

都道府県は、施行規則第33条第2項に規定する日までに沿岸漁場管理団体が保全活動の実施状況の報告を行わない場合は、指導等により是正させるとともに、必要な場合には法第176条に基づき報告徴収を行うものとする。

### 2 沿岸漁場管理規程の内容

沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない（法第111条第1項）。

都道府県においては、透明性かつ合理性のある沿岸漁場管理規程が作成されるよう、別紙5の沿岸漁場管理規程例を参考に、適切に助言又は指導することが適当である。

### (1) 保全活動に要する費用

沿岸漁場管理団体が、受益者から保全活動に要する費用の一部を徴収しようとするときは、透明性を図る観点から、その額、算定の根拠及び用途を沿岸漁場管理規程に定める必要がある（法第 111 条第 2 項第 8 号）。なお、当該費用には、①赤潮のモニタリング活動における採水や分析等に要する経費、②漂流物及び漂着物の除去活動における人件費や処分等に要する経費、③干潟の保全活動における人件費や機器・資材等に要する経費等が該当することと想定される。

ここでいう「受益者」には、保全活動により保全沿岸漁場において利益を受けることが見込まれる者のうち、沿岸漁場管理団体の構成員たる活動従事者は含まれない。漁業協同組合等が沿岸漁場管理団体である場合、その組合員は、通常、漁業協同組合等が実施する活動を踏まえた賦課金等を既に負担していることから、保全活動に関する費用の算定根拠等を改めて管理規程に定め、負担させる必要はない。漁業協同組合等の組合員以外から保全活動に要する費用を徴収する場合は、管理規程を定めるべきである。

また、第 6 の行使料における考え方等を踏まえ、当該費用の収納及び管理についても透明性及び合理性が確保されるようにする必要がある。

### (2) 保全活動への協力のあっせん

沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあっせんをすべきことを求めることができる（法第 113 条）。

「あっせん」とは、話し合いが円滑に行われるようにその機会を用意すること等であり、都道府県においては、保全活動が漁業者等の自主的な活動であることを尊重し、あくまでも自主的な解決が図られるよう配慮すべきである。

## 3 沿岸漁場管理規程の認可

沿岸漁場管理規程の認可の申請は、例えば、漁業協同組合等が行う場合には、総会又は総代会の決議を経て行う必要があるため（水産業協同組合法第 48 条第 1 項第 11 号）、免許の申請と同時に行うことが適当と考えられる。

都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称等に併せて認可をした沿岸漁場管理規程を公示しなければならない（法第 111 条第 6 項及び施行規則第 32 条）。

## 第 8 海区漁業調整委員会等

### 1 委員の選任

#### (1) 委員選出の基本的な考え方について

今回の法改正において、委員の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする都道府県知事の任命制に変更された（法第 138 条第 1 項）。このため、漁業者又は漁業従事者を主体とした海区漁業調整委員会の役割の重要性が今後も増していくことを踏まえ、その職務を適切に行うことができる者がより透明なプロセスを経て選出されるようにする必要がある。

また、これまで漁業者・漁業従事者委員の定数が法定されているなど、委員構成の変更が行いにくかったところであるが、今回の法改正により、地域の実情に応じて、一定の範囲内で委員の上限を変更することができるとともに、地域別や業種別など委員の内

訳も実情に応じて定められることとなった。従来に比べて柔軟な委員構成が可能となっており、水面の総合利用や中長期的な漁業の活性化といった観点から、漁業種類や操業区域、年齢や性別にも著しい偏りが生じないよう配慮して幅広く委員を選任することが期待される。

#### (2) 推薦・募集の開始

都道府県知事は、委員の任命を行うに当たっては、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重しなければならない（法第139条）。

この際、委員選任案の同意を行う都道府県議会又はその議員が推薦を行うことは、委員の選出に当たって著しく公平性・透明性を欠くものであり、認められない。また、言うまでもなく反社会的勢力の構成員や関係者が委員となることは適切ではない。

#### (3) 推薦・募集の期間及び推薦・応募状況の公表

推薦・募集の期間は、おおむね1か月としなければならない（施行規則第46条第2項）。委員の選出についての公正性・透明性を確保する観点から、その期間は少なくとも24日以上とする必要がある。

推薦・応募の状況については、推薦・応募の書面の記載事項のうち住所を除き、インターネット等により、推薦・募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後は遅滞なく公表しなければならない（法第139条第2項及び施行規則第45条）。推薦・募集の期間の中間時点において、候補者の数が定数に達していない場合や委員の過半を漁業者・漁業従事者委員とする要件を満たしていない場合には、候補者不在の地域や団体等に働きかけを行うことが求められる。

また、推薦・募集の期間、書類の提出方法その他推薦・募集に関し必要な事項は都道府県知事が定め、インターネット等により公表しなければならない（施行規則第46条）。

「推薦の求め及び募集に関し必要な事項」としては、例えば、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有することや海区漁業調整委員会の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項について利害関係を有しないことを確認するための資料等の提出を求めることを定めることなどが考えられる。

#### (4) 候補者数が定数を超えた場合又は定数に満たない場合

都道府県知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずることが適当である。

ここでいう「必要な措置」については、都道府県知事が自ら考案するものでよいが、例えば、

- ① あらかじめ選定基準を策定して公表すること
  - ② 選定委員会を設けること
  - ③ 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと
- 等が考えられる。

また、海区漁業調整委員会が漁業者・漁業従事者を主体とした組織であることや、地域により漁業の実態が異なることを踏まえ、例えば、漁業者・漁業従事者委員について、推薦人の数、推薦団体の活動内容や構成員の属性からみて当該団体が地域の漁業者を代表しているか、漁業調整の能力や経験等について評価し、その意見を優先的に取り扱うといった基準をあらかじめ規則等で設けることなども想定される。さらに、海区漁業調

整委員会は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員など異なる立場の委員から構成されるため、どの立場の委員を何名求めるかをあらかじめ明らかにした上で推薦又は募集をすることも考えられる。

推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数に満たなかった場合には、

- ① 推薦・募集の期間を延長すること
  - ② それぞれの分野の関係者に対して積極的に働きかけること
- 等により定数を満たすよう努力する必要がある。このような努力を行ってもなお定数を満たすことが困難な場合には、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の適当と認められる者の中から、都道府県知事が委員の候補者とすることも可能である。

#### (5) 委員の任命

委員の任命については、議会の同意が必要であり、都道府県知事による専決処分をすることはできない。これは、「委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う」こととされているため（法第143条第3項）、委員の任期満了により海区漁業調整委員会の事務が直ちに停滞することはなく、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないという都道府県知事が専決処分をする理由に該当しないと考えられるためである。

## 2 委員を任命する際の要件

### (1) 委員の任命

委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が任命する（法第138条第1項）。

なお、以下の者は委員となることができない（法第138条第4項）。

- ① 年齢満18歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

### (2) 漁業者等の要件

漁業に積極的に取り組んでいる漁業者の意見が委員会の運営に的確に反映されるよう、都道府県知事は、委員の任命に当たっては、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならない（法第138条第5項）。

漁業者又は漁業従事者の範囲については、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、拡張し、又は限定することができるため、地域の実情に応じて柔軟な委員構成とすることができる（法第138条第6項）。

### (3) 学識・中立委員の任命

委員会は、利害が相反する漁業調整、資源管理のために特定の漁業や操業区域等を制限する指示、漁業者だけでなく遊漁者に対する規制等に関する意見等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、漁業分野以外の者の意見を反映させることが適当である。

このため、都道府県知事は、委員の任命に当たっては、委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない（法第138条第7項）。

ここでいう「委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は、特定の資



格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、消費者団体関係者、教育関係者などが該当し得る。

なお、(2)の要件を満たす漁業者又は漁業従事者は、学識・中立委員ではなく、漁業者・漁業従事者委員として選任することが適当である。また、学識経験委員については、漁業に関する専門性を有する学識経験者等を選任することが適当である。

#### (4) 女性・若者の積極的な登用

都道府県知事は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない（法第138条第8項）。

このため、それぞれの委員会内における漁業者の年齢別・性別構成を踏まえた上で、女性や若者が推薦を受け、又は募集に応募するように、漁業協同組合の女性部や青年部に推薦を求めるなど、働きかけを行い、女性や若者について適切に任命することが重要である。

### 3 任命後の留意事項

漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や利害関係を有しない者が含まれることとする要件は、任命時に満たしていれば足り、仮に任期途中で委員が漁業者でなくなったこと等によって任期途中で要件を満たさなくなった場合に、直ちに当該委員が辞任する必要はない。

なお、委員が1名欠員するごとに委員を補充する必要はないが、委員の欠員が生じたことにより委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員を任命することが適当である。この場合には、通常の見任方法と同様に、都道府県知事が推薦・募集を行う必要がある。このため、委員が欠けている場合には、円滑な委員の補充となるよう、少なくとも1年以内に新たな委員を選任できるよう推薦・募集を行うなど、適切な運用が求められる。

また、欠員により、漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たす委員を速やかに任命する必要がある。

### 4 委員の定数等

委員の定数は、原則として15人であるが、地域の実情に応じた委員構成とすることができるよう、10人から20人までの範囲内において、条例で増加又は減少することができる（法第138条第2項）。

### 5 委員の任期の経過措置

今回の法改正では、各現場で混乱なく円滑に新制度に移行できるよう、改正法の公布の際現に在任する委員については、令和3年3月31日まで任期を延長することとされている（改正法附則第15条第1項）。

新制度に基づく委員の定数等に関する議案の議会への提出については、任命手続に間に合うように行う必要がある。

現任委員の身分を従前のおりとするために必要な交付金の規定、選挙委員や選任委員に関する規定（任命に関する規定を除く。）等については、改正前の法を適用することとされている（改正法附則第15条第2項）。

## 6 情報の公表等

海区漁場計画の策定過程、資源管理の議論等について、一層の透明性を図るため、議事録をインターネット等により公表しなければならない（法第145条第4項）。また、当該議事録の公表については、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない（施行規則第47条第1項）。なお、議事録の内容については、簡易な概要ではなく、委員の発言内容や議論の過程等が分かるものとするのが適当である。

# 増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）例

## 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

### (1) 名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

### (2) 対象となる漁業権

第〇号及び第〇号第五種共同漁業権

## 第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

### ※ 項目例

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構編）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取組を実施する（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）。
- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。
- ・ インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。
- ・ 河川環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載、フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子どもを対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。

## 第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和2年12月1日～〇年〇月〇日（免許期間）

## 第4 その他

### (1) 計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 都道府県との連携

(1) の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する。

### (3) 関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

## 福島県漁業調整規則の一部改正について

令和4年2月1日  
福島県水産課

## 1 改正の概要

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第41条の2として、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業に関する制限を追加。

## (1) 操業禁止区域

さけ増殖事業が行われる河川（真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川及び夏井川）の河口周辺海域

## (2) 禁止期間

10月15日から11月14日まで

## 2 施行日

令和3年10月15日

## 3 改正までの経過

令和3年8月17日 第22期第3回福島海区漁業調整委員会（諮問・答申）

令和3年8月26日 農林水産大臣への認可申請

令和3年9月1日 農林水産大臣の認可

令和3年9月14日 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和3年福島県規則第72号）公布

## (添付資料)

令和3年9月14日付け福島県報定例第229号

福島県漁業調整規則新旧対照表

福島県漁業調整規則（本文）

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則
  - 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則 三六
  - 告 示
    - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六
    - 一般競争入札を行う件 三六
    - 落札者を決定した件 三六

## 規 則

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七十二号

#### 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びびうにとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五百メートルの地点

点オ 点カから九十度千メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における諸戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町諸戸漁港附属水門東端から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における諸戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点エから九十度千メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点

告 示

点工 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点  
 附 則  
 この規則は、令和三年十月十五日から施行する。  
 (水産課)

福島県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和三年九月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ヨークタウン安積 福島県郡山市安積二丁目二五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 (商業まちづくり課)

公 告

公告第181号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 295台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年3月11日(金)
  - (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課ほか計43か所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号） 新旧対照表

| 改正後   | 改正前  | 【参考】福島県漁業調整規則（昭和40年福島県規則第59号）<br>（令和2年12月1日廃止）  |
|---|--|---|
| <p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略</p> <p>第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日まで、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p> | <p>○福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十一条 略</p> <p>（新設）</p> | <p>●福島県漁業調整規則</p> <p>第一条～第四十五条 略</p> <p>第四十五条の二 次に掲げる区域（前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、毎年十月十五日から十一月十四日まで、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（第七条第一号ア又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。）を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五メートルの地点</p> <p>点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五メートルの地点</p> <p>点オ 点カから九十度千メートルの地点</p> <p>点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> | <p>メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 点オから九十度千メートルの地点</p> <p>点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度千メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度千メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点</p> <p>点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> <p>六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>点ア 最大高潮時における鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点</p> |
|---|--|



|                               |                               |   |
|-------------------------------|-------------------------------|---|
| <p>第四十二条～第五十九条 略<br/>附則 略</p> | <p>第四十二条～第五十九条 略<br/>附則 略</p> | <p>点イ 点アから百三十五度五百五十メートルの地点<br/>点ウ 点エから百三十五度五百五十メートルの地点<br/>点エ 最大高潮時における鮫川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点<br/>第四十六条～第六十条 略<br/>附則 略</p> |
|-------------------------------|-------------------------------|---|

○福島県漁業調整規則

令和二年十一月二十七日

福島県規則第六十八号

改正 令和三年九月一四日規則第七二号

福島県漁業調整規則をここに公布する。

福島県漁業調整規則

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 漁業の許可（第四条—第三十一条）

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条—第四十六条）

第四章 漁業の取締り（第四十七条—第五十条）

第五章 雑則（第五十一条—第五十六条）

第六章 罰則（第五十七条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、福島県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 第二章 漁業の許可

### (知事による漁業の許可)

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第一号、第二号、第八号及び第十一号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- 一 あわび漁業 海面(松川浦及び横浦を含む。以下同じ。)においてあわびをとることを目的とする漁業
  - 二 うに漁業 海面においてうにとることを目的とする漁業
  - 三 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
  - 四 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業
  - 五 刺し網漁業 海面(総トン数十トン以上の動力漁船を使用してかじき、かつお、まぐる又はさめをとることを目的とする場合にあつては、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域に限る。)において刺し網により行う漁業(松川浦及び横浦におけるもの並びに第八号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。)
  - 六 かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
  - 七 どう漁業 海面においてどうにより行う漁業
  - 八 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業(第一号に掲げるあわび漁業及び第二号に掲げるうに漁業を除く。)
  - 九 つぼ漁業 海面においてつぼにより行う漁業
  - 十 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業(第一号に掲げるあわび漁業及び第二号に掲げるうに漁業を除く。)
  - 十一 小型定置漁業 海面において小型定置により行う漁業
  - 十二 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- 2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第三号から第九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

### (許可を受けた者の責務)

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組

を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第三号から第九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 知事許可漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の

意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

- 2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- 二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- 三 推進機関の馬力数
- 四 操業区域
- 五 漁業時期
- 六 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定め

る期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶

等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
  - 二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - 三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - 四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、三年とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

- 3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。



- 一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- 二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- 三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

| 知事許可漁業の種類            | 期限      |
|----------------------|---------|
| 一 小型機船底びき網漁業（機船手繰網及び | 翌月の十日まで |

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| 板びき網により行うものに限る。)、中型<br>まき網漁業及び小型まき網漁業 |               |
| 二 前号に掲げる漁業以外の漁業                       | 漁業時期の終了後三十日以内 |

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 七 その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第二十三條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第二十四條 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在

地)

二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 二 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
- 三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。
- 四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。
- 五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 許可を受けた者(第四条第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

### 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

#### (漁業の禁止)

第三十二条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- 一 空釣こぎ
- 二 ころばし

#### (内水面における水産動植物の採捕の許可)

第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 投網
- 二 四ツ手網
- 三 せき四ツ手網
- 四 す建て網
- 五 刺し網
- 六 流し刺し網
- 七 長袋網
- 八 流し袋網
- 九 地びき網
- 十 釜
- 十一 やな
- 十二 やなどう
- 十三 ませ漁法

2. 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- 二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3. 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 採捕の種類
- 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- 四 漁具の数及び規模

- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
  - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - 七 その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- 一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合
  - 二 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- 一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
  - 四 許可の有効期間
  - 五 条件
  - 六 その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するとき

は、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三条並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第三十四条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面(水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。)の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

| 保護水面の区域   | 禁止期間 | 水産動物  |
|---|------|-------|
| 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた水面<br>基点甲 福島県相馬市磯部字大浜百四十五番地に知事が建設した標柱の位置<br>点ア 基点甲から九十度(真方位。以下方位について同じ。)三百メートルの地点<br>点イ 基点甲から九十度千三百メートルの地点<br>点ウ 基点甲から五十二度千七百五十メートルの地点<br>点エ 基点甲から十九度千百メートルの地点 | 周年   | ほっきがい |

2 何人も、前項に規定する保護水面の区域においては、釣具又ははえなわ以外の漁具を使用して水産動植物を採捕してはならない。

(特定の種類の水産動物の採捕の制限)

第三十五条 何人も、海面において、かじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする刺し網漁業(総トン数十トン以上の動力漁船を使用するものに限る。次条において同じ。)によりさけ、ます、うみがめ類、くるとがりざめ又はよごれを採捕してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第三十六条 かじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする刺し網漁業の許可を受けた者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内蔵及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上におい

て所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十七条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
  - 二 海面におけるたたき網漁法
  - 三 内水面におけるかぎ
  - 四 内水面におけるやす、針その他類似するものを発射する装置を使用してする漁法
  - 五 内水面における火光その他の照明を利用してする漁法
  - 六 内水面における石倉漁法
  - 七 内水面におけるがらがけ漁法（あゆの流し釣漁法を除く。）
  - 八 内水面における川干漁法
  - 九 内水面における潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用してする漁法
- 2 内水面において、ひめます、やまめ（淡水域で生活するさくらますをいう。以下同じ。）及びいわな（えぞいわなを含む。以下同じ。）は、やすを使用して採捕してはならない。

第三十八条 海面において、次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

| 漁具          | 範囲   |
|-------------|--|
| 機船手繰網及び板びき網 | ふくろ網の目合 四・五センチメートル以上   |
| 自家用釣餌料板びき網  | ふくろ網の目合 二・五センチメートル以下<br>網口開口板の大きさ<br>長さ 一一〇センチメートル以下<br>高さ 五〇センチメートル以下 |
| ほっき桁網       | ふくろ網の目合 九センチメートル以上   |

2 内水面において、次の表の上欄に掲げる水産動物を同表中欄に掲げる漁具により採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

| 水産動物              | 漁具    | 範囲              |
|-------------------|-------|-----------------|
| ひめます、やまめ<br>及びいわな | 投網    | 網の目合 三センチメートル以上 |
|                   | 刺し網   |                 |
|                   | 流し刺し網 |                 |
|                   | 地びき網  |                 |



(禁止区域等)

第三十九条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表の下欄に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

| 河川名        | 区域  |
|------------|---|
| 幹川<br>真野川  | 南相馬市地内県道真島橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>新田川  | 南相馬市地内県道鮭川橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>太田川  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流部全域<br>ア 北緯三十七度三十五分三十三秒東経百四十一度一分九秒の点<br>イ 北緯三十七度三十五分三十二秒東経百四十一度一分八秒の点             |
| 幹川<br>請戸川  | 双葉郡浪江町地内県道請戸橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>熊川   | 双葉郡大熊町地内県道三熊橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>富岡川  | 次に掲げるア及びイの点を結んだ線から下流部全域<br>ア 北緯三十七度二十分二十六秒東経百四十一度一分二十秒の点<br>イ 北緯三十七度二十分二十五秒東経百四十一度一分二十秒の点             |
| 幹川<br>井出川  | 双葉郡楡葉町地内県道本釜橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>木戸川  | 双葉郡楡葉町地内金剛川排水門左岸端から木戸川左岸を真北に見通した線の下流部全域   |
| 幹川<br>夏井川  | いわき市地内県道磐城舞子橋の橋脚上流端から下流部全域  |
| 幹川<br>鮫川   | いわき市地内常磐共同火力株式会社勿来発電所高圧送電線北茨城線第四号鉄塔中心点から同第五号鉄塔中心点を見通した線の下流部全域   |
| 幹川<br>阿武隈川 | 福島市地内東北電力株式会社信夫発電所堰堤上流端から上流三五〇メートルまで及び下流二五〇メートルまでの区域並びに須賀川市地内市道乙字橋の橋脚上流端から上流一〇〇メートルまで及び下流三〇〇メートルまでの区域 |

|                |   |
|----------------|---|
| 阿武隈川右支川<br>北須川 | 石川郡石川町地内千五沢堰堤上流端から同町大字母畑字梅木入七十番十（右岸）地内の禁漁区標柱から同町大字湯郷渡字山鳥平百二十八番地（左岸）地内の禁漁区標柱を見通した線までの区域（支流を含む。）及び同堰堤上流端から同町地内石川町上水道取水堰堤下流端までの区域  |
| 幹川<br>阿賀川      | 耶麻郡西会津町地内東北電力株式会社上野尻発電所堰堤上流端から上流一〇〇メートルまで及び下流五〇メートルまでの区域  |
|                | 耶麻郡西会津町地内東北電力株式会社山郷発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ一〇〇メートルまでの区域   |
|                | 喜多方市地内東北電力株式会社新郷発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ一〇〇メートルまでの区域  |
| 阿賀川左支川<br>只見川  | 河沼郡会津坂下町地内東北電力株式会社片門発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ五〇メートルまでの区域   |
|                | 河沼郡柳津町地内東北電力株式会社柳津発電所堰堤上流端から上流二〇〇メートルまで及び下流一〇〇メートルまでの区域   |
|                | 河沼郡柳津町地内県道観月橋の橋脚上流端から上流八五〇メートルまで及び下流四〇〇メートルまでの区域  |
|                | 大沼郡三島町地内東北電力株式会社宮下発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域  |
|                | 大沼郡金山町地内東北電力株式会社本名発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域  |
|                | 大沼郡金山町地内東北電力株式会社上田発電所堰堤上流端から上流二〇〇メートルまで及び下流一〇〇メートルまでの区域   |
|                | 大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域   |
|                | 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約三〇〇メートルの地点の若宮八幡神社湖畔突起部一本松から同右岸約一、〇〇〇メートルの地点の白戸川合流点を見通した線までの区域及び同堰堤上流端から下流五〇〇メートルまでの区域<br>南会津郡只見町地内電源開発株式会社大鳥発電所堰堤下流端から下流五〇〇メートルまでの区域 |

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 只見川右支川<br>銀山川 | 只見川との合流点から上流四〇〇メートルまでの区域 |
|---------------|--------------------------|

第四十条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

| 水産動物  | 禁止期間   | 禁止区域 |
|---|--|------|
| 一 さけ  | 周年   | 内水面  |
| 二 さけ及びます（全長十五センチメートル以下のものに限る。）                          | 周年   | 海面   |
| 三 ひめます（全長十五センチメートル以下のものに限る。）                            | 周年   | 内水面  |
| 四 ひめます（全長十五センチメートルを超えるものに限る。）                           | 十月一日から翌年三月三十一日まで   | 内水面  |
| 五 やまめ及びいわな（全長十五センチメートル以下のものに限る。）                        | 周年   | 内水面  |
| 六 やまめ及びいわな（全長十五センチメートルを超えるものに限る。）                       | 十月一日から翌年三月三十一日まで（尾瀬沼及びこれに流入する河川の区域に限り、九月十五日から翌年三月三十一日まで） | 内水面  |
| 七 あゆ  | 三月一日から五月三十一日まで   | 内水面  |
| 八 うなぎ（全長二十一センチメートル以下のものに限る。）                            | 周年   | 内水面  |
| 九 うぐい（えぞうぐい、まるた及びうけくちうぐいを含む。以下同じ。）（全長六センチメートル以下のものに限る。） | 周年   | 内水面  |
| 十 あわび（殻長九・五センチメートル以下のものに限る。）                            | 周年   | 海面   |
| 十一 あわび（殻長九・五センチメートルを超えるものに限る。）                          | 十月一日から翌年四月三十日まで  | 海面   |

|                                      |                 |    |
|--------------------------------------|-----------------|----|
| 十二 ほっきがい（殻長七・五センチメートル以下のものに限る。）      | 周年              | 海面 |
| 十三 ほっきがい（殻長七・五センチメートルを超えるものに限る。）     | 二月一日から五月三十一日まで  | 海面 |
| 十四 うに（殻径（棘を除く。）三・五センチメートル以下のものに限る。）  | 周年              | 海面 |
| 十五 うに（殻径（棘を除く。）三・五センチメートルを超えるものに限る。） | 十月一日から翌年四月三十日まで | 海面 |
| 十六 あさり（殻長二・五センチメートル以下のものに限る。）        | 周年              | 海面 |
| 十七 はまぐり（殻長三センチメートル以下のものに限る。）         | 周年              | 海面 |

2 何人も、内水面において、ひめます、やまめ、いわな、うぐい、あゆ、かじか及びさけの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

| 河川名   | 禁止区域   | 禁止期間             |
|-------|--------|------------------|
| 新田川河口 | 最大高潮時に | 九月一日から翌年五月三十一日まで |
| 真野川河口 | おける河口中 |                  |
| 請戸川河口 | 央から半径五 |                  |
| 木戸川河口 | 百五十メート |                  |
| 鮫川河口  | ル以内の海域 |                  |
| 夏井川河口 |        |                  |
| 熊川河口  |        |                  |
| 富岡川河口 |        |                  |
| 井出川河口 |        |                  |

2 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の上欄の中欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

| 河川名           | 禁止区域   | 禁止期間            |
|---------------|--|-----------------|
| 幹川<br>真野川     | 南相馬市地内国道真野川橋の橋脚上流端から同市地内市道薬師堂橋の橋脚下流端から下流五〇メートルまでの区域  | 九月二十日から十一月三十日まで |
| 幹川<br>新田川     | 南相馬市地内国道新桜井橋の橋脚上流端から同市地内県道鮭川橋の橋脚上流端までの区域   |                 |
| 幹川<br>請戸川     | 双葉郡浪江町地内国道請戸川橋の橋脚上流端から同町地内県道請戸橋の橋脚上流端までの区域   |                 |
| 請戸川右支川<br>高瀬川 | 双葉郡浪江町地内国道高瀬川橋の橋脚上流端から請戸川合流点までの区域  |                 |
| 幹川<br>熊川      | 双葉郡大熊町地内国道熊川橋の橋脚上流端から同町地内県道三熊橋の橋脚上流端までの区域  |                 |
| 幹川<br>富岡川     | 双葉郡富岡町地内門口下流堰から次に掲げるア及びイの点を結んだ線までの区域<br>ア 北緯三十七度二十分二十六秒東経百四十一度一分二十秒の点<br>イ 北緯三十七度二十分二十五秒東経百四十一度一分二十秒の点 |                 |
| 幹川<br>井出川     | 双葉郡楡葉町地内常磐線井出川鉄橋の橋脚上流端から同町地内県道本釜橋の橋脚上流端までの区域   |                 |
| 幹川<br>木戸川     | 双葉郡楡葉町地内常磐線木戸川鉄橋の橋脚上流端から同町地内金剛川排水門左岸端から木戸川左岸を真北に見通した線までの区域   |                 |
| 幹川<br>夏井川     | いわき市地内市道広畑橋の橋脚上流端から夏井川と好間川との合流点までの区域   |                 |
| 幹川<br>鮫川      | いわき市地内福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場取水堰上流端から同市地内常磐線鮫川鉄橋の橋脚上流端までの区域   | 四月一日から十一月三十日まで  |

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を

除く。)においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業(海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。)を操業してはならない。

一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点

点エ 南相馬市館山三角点(標高四十九・五メートル)から九十度千五百メートルの地点

点オ 点カから九十度千メートルの地点

点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千百メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点

点エ 点オから九十度千メートルの地点

点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度千メートルの地点

点ウ 点エから九十度千メートルの地点

点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点

点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点

点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

(令三規則七二・追加)

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第四十二条 内水面において溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の五分の一以上の幅の魚道を開通しなければならない。ただし、あゆやなにより採捕する場合であつて、第三十三条の規定による許可又は漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十三条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 竿釣及び手釣

二 たも網及び叉手網

三 投網（船を使用しないものに限る。）

四 やす及びは具

## 五 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合  
(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第四十四条 水産動植物に有害な物は、遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十五条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第四十六条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。



- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 目的
  - 三 適用除外の許可を必要とする事項
  - 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
  - 五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
  - 六 採捕の期間及び区域
  - 七 使用する漁具及び漁法
  - 八 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
  - 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 適用除外の事項
  - 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
  - 四 採捕の期間及び区域
  - 五 使用する漁具及び漁法
  - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - 七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
  - 八 許可の有効期間
  - 九 条件
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付」とあるのは、「書き換えて交付」と読み替えるものとする。

8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

#### 第四章 漁業の取締り

##### (停泊命令等)

第四十七条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

##### (船長等の乗組み禁止命令)

第四十八条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

##### (衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第四十九条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項第三号から第九号までに掲げる漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第五十条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

#### 第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十一条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第五十二条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十三条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上

一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(刺し網漁業等の漁具の標識)

第五十四条 刺し網漁業又は固定式刺し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、網の

両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。

- 2 刺し網漁業に従事する操業責任者は、夜間の操業中、前項に規定するボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 3 第一項に規定するボンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第五十五条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第五十六条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

## 第六章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者
  - 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第三項の規定により付けた条件に違反した者
  - 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追

徴することができる。

第五十八条 第二十五条第一項（第四十六条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）及び福島県内水面漁業調整規則（昭和四十一年福島県規則第三十四号）は、廃止する。
- 3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の福島県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第六条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第十三条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改正法附則第二十九条の規定により第四十六条第一項の規定によってしたものとみなされる附則第二項の規定による廃止前の福島県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第四十八条第一項及び旧内水面規則第三十一条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第四十八条第六項及び旧内水面規則第三十一条第六項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和三年規則第七二号）

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

様式第一号(第二十一条関係)

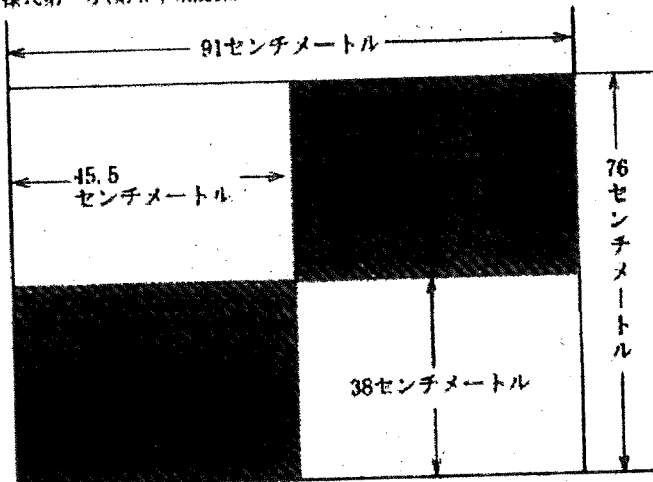
| 漁業の名称                    | 表示様式    |
|--------------------------|---------|
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業  | フシ白123  |
| 小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業      | フシ手123  |
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料板びき網漁業 | フシ白板123 |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業          | フシ123   |
| 中型まき網漁業                  | フシ中123  |
| 小型まき網漁業                  | フシ小123  |
| 刺し網漁業のうち流し網漁業            | フシ流123  |
| 刺し網漁業のうちかじき等流し網漁業        | 福力流123  |
| 固定式刺し網漁業                 | フシ固123  |

備考1 表示様式中の数字は、許可番号を示すものとする。

2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示するものとする。

- (1) 各文字及び数字の大きさは、8センチメートル以上とすること。
- (2) 各文字及び数字の太さは、2センチメートル以上とすること。
- (3) 各文字及び数字の間隔は、2.5センチメートル以上とすること。

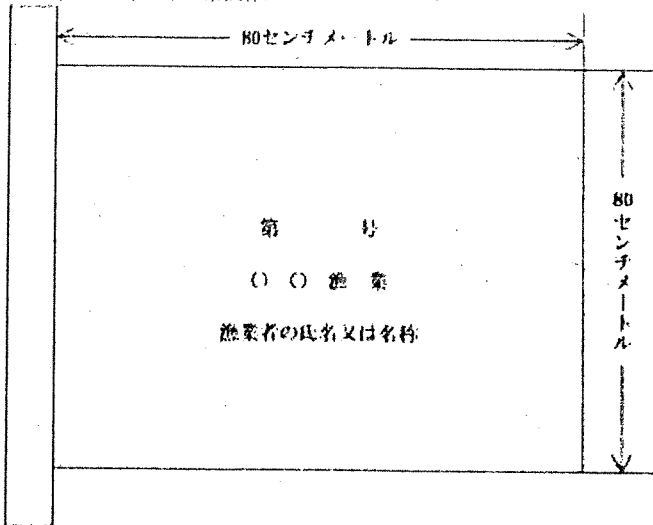
様式第 1 号(第五十条関係)



備考1 斜線の部分の色は黒色とし、その他の部分の色は黄色とする。

2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「J」旗(あなたは、すぐに停船されたい。)である。

様式第一号(第五十一条関係)



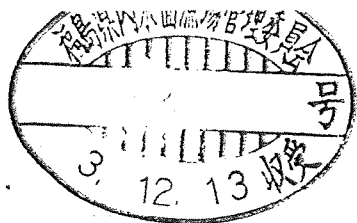
備考 標識の色彩及び材質は、赤色の布地とする。



様式第一号 (第三十一条関係)

様式第二号 (第五十条関係)

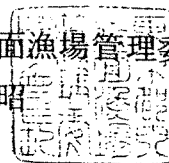
様式第三号 (第五十三条関係)



3東内管第 22 号  
令和3年12月 9日

福島県内水面漁場管理委員会会長 殿

委員会名 東京都内水面漁場管理委員会  
会長名 安永 勝昭



令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会表決結果について

このことについて、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 表決結果

| 議 案                               |                  | 審議結果 |     |        |
|-----------------------------------|------------------|------|-----|--------|
| 第1号議案<br>令和4年度提案<br>項目(案)につ<br>いて | ア 第1回漁場管理対策検討会結果 | 承認   |     | 不承認    |
|                                   | イ アンケート調査結果      | 13   |     | 0      |
|                                   | ウ 提案項目検討・追加項目    | 提出   | 未提出 | 再検討    |
|                                   | ・山形県委員会修正提案      | 6    | 5   | 2      |
|                                   | ・神奈川県委員会追加意見     | 10   | 1   | 2(その他) |
| 第2号議案                             | ブロック内照会・協議事項について | 承認   |     | 不承認    |
|                                   |                  | 13   |     | 0      |
| 第3号議案                             | 次回開催県について        | 承認   |     | 不承認    |
|                                   |                  | 13   |     | 0      |

2 第1号議案 ウ について

(1) 山形県委員会修正提案

山形県の意見は提出6、不提出5、再検討2となりました。  
提出が過半数を満たさないため、提出しません。

(2) 神奈川県委員会追加意見

神奈川県の見解は提出10、未提出1、その他2となりました。  
神奈川県の見解にある問題の影響を強く受ける県の多くは東日本ブロック所属県にあたるため、改めて、各県に意見を確認したところ、各県からの意見はなかったため、神奈川県からの提案に、東日本ブロック所属県からは、このことについて意見はありませんと追記をした上で提出します。



令和3年11月26日

東京都内水面漁場管理委員会会長 様

委員会名 福島県内水面漁場管理委員会  
会長名 片山 亜 優



書 面 表 決 書

令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における議決について、次のおとり表決します。

| 議 案                               |                  | 審議結果   |
|-----------------------------------|------------------|--|
| 第1号議案<br>令和4年度提案<br>項目(案)につ<br>いて | ア 第1回漁場管理対策検討会結果 | <input checked="" type="radio"/> 承認・ <input type="radio"/> 不承認 |
|                                   | イ アンケート調査結果      |  |
|                                   | ウ 提案項目検討・追加項目    | ブロックとして  |
|                                   | ・山形県委員会修正提案      | <input checked="" type="radio"/> 提出 未提出・再検討                    |
|                                   | ・神奈川県委員会追加意見     | <input checked="" type="radio"/> 提出・未提出・再検討                    |
| 第2号議案                             | ブロック内照会・協議事項について | <input checked="" type="radio"/> 承認・ <input type="radio"/> 不承認 |
| 第3号議案                             | 次回開催県について        | <input checked="" type="radio"/> 承認・ <input type="radio"/> 不承認 |

※各議案の審議結果について「承認」・「不承認」のどちらかを○で囲んでください。

第1号議案 ウ 提案項目検討・追加項目については、東日本ブロックとして、全内漁管連に提出するか「提出」・「未提出」・「再検討」を○で囲み、その理由を記載ください。

○山形県委員会修正提案への意見

- ・意見案について異存ありません。
- ・字句の修正のみ有  
「蔓延」 → 「まん延」

○神奈川県委員会追加意見への意見

- ・意見案について異存ありません。
- ・文章の語句修正のみ有  
「降雨や……除染によって」 → 「降雨等によって」

○その他の議案に関するご意見がありましたらご記入ください。

令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会  
東日本ブロック協議会

開催日：令和3年11月18日  
開催県：東京都

次 第

【議 案】

第1号議案

令和4年度提案項目（案）について

- ア 第1回漁場管理対策検討会結果について
- イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について
- ウ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

第2号議案

ブロック内照会・協議事項について

第3号議案

次回開催県について

(3) 次回開催県について

令和4年度の東日本ブロック協議会は福島県で開催予定

全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会 開催予定 (案)

|                                 |                                 |      | H29       | H30       | R1        | R2 | R3 | R4        |
|---------------------------------|---------------------------------|------|-----------|-----------|-----------|----|----|-----------|
| 東<br>日<br>本<br>ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク | 旧<br>北<br>海<br>道<br>・<br>東<br>北 | 北海道  |           |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 青森県  |           |           | 議事録<br>署名 |    |    |           |
|                                 |                                 | 岩手県  |           |           |           |    |    | 議事録<br>署名 |
|                                 |                                 | 宮城県  |           |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 秋田県  |           |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 山形県  | 議事録<br>署名 |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 福島県  |           | 議事録<br>署名 |           |    |    |           |
|                                 | 旧<br>関<br>東                     | 茨城県  |           |           | 議事録<br>署名 |    |    |           |
|                                 |                                 | 栃木県  |           |           | 議事録<br>署名 |    |    |           |
|                                 |                                 | 群馬県  |           |           |           |    |    | 議事録<br>署名 |
|                                 |                                 | 千葉県  |           |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 東京都  |           |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 | 神奈川県 | 議事録<br>署名 |           |           |    |    |           |
|                                 |                                 |      |           |           |           |    |    |           |



3 東内管第18号  
令和3年11月12日

福島県内水面漁場管理委員会会長 殿

東京都内水面漁場管理委員会  
会長 安永勝昭



令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について、既にご連絡をしていますように、書面による開催といたします。

つきましては、開催日を令和3年11月18日とし、次の議案について、別紙のブロック協議会資料をご確認の上ご審議いただき、令和3年11月26日までに、添付の「書面表決書」をご提出いただきますようお願いいたします。

また、各議案の議決結果等につきましては、改めてご報告させていただきます。

記

【議案】

第1号議案

令和4年度提案項目(案)について

- ア 第1回漁場管理対策検討会結果について
- イ 提案項目(案)に係るアンケート調査結果について
- ウ 提案項目(案)の検討及び追加提案項目について

第2号議案

ブロック内照会・協議事項について

第3号議案

次回開催県について

担当  
東京都内水面漁場管理委員会事務局 鵜殿  
Tel: 03-5320-4811 (直通)  
E-mail: Kenjirou\_Udono@member.metro.tokyo.jp

東京都内水面漁場管理委員会会長 様

委員会名

会長名

書 面 表 決 書

令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における議決について、次のとおり表決します。

| 議 案                               |                             | 審議結果                     |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 第1号議案<br>令和4年度提案<br>項目(案)につ<br>いて | ア 第1回漁場管理対策検討会結果            | 承認 ・ 不承認                 |
|                                   | イ アンケート調査結果                 |                          |
|                                   | ウ 提案項目検討・追加項目               | ブロックとして                  |
|                                   | ・山形県委員会修正提案<br>・神奈川県委員会追加意見 | 提出・未提出・再検討<br>提出・未提出・再検討 |
| 第2号議案                             | ブロック内照会・協議事項について            | 承認 ・ 不承認                 |
| 第3号議案                             | 次回開催県について                   | 承認 ・ 不承認                 |

※各議案の審議結果について「承認」・「不承認」のどちらかを○で囲んでください。

第1号議案 ウ 提案項目検討・追加項目については、東日本ブロックとして、全内漁管連に提出するか「提出」・「未提出」・「再検討」を○で囲み、その理由を記載ください。

○山形県委員会修正提案への意見

○神奈川県委員会追加意見への意見

○その他の議案に関するご意見がありましたらご記入ください。



